

## 第3部 基本計画

### 前期基本計画体系図

#### 第1章 まちに賑わいを

##### 第1節 人と自然が調和する快適生活拠点都市

基本施策1 機能的でコンパクトなまちづくり

基本施策2 美しく豊かな自然環境の保全整備

基本施策3 快適な住環境整備

##### 第2節 地域で支え合う安全・安心なまち

基本施策4 備えあれば憂いなし、

いつもの見守りが地域の力に

基本施策5 地域コミュニティの自立・活性化

#### 第2章 ひとに輝きを

##### 第1節 地域で人を育てるまち

基本施策6 地域の核となる

結婚・出産・子育て未来拠点都市

##### 第2節 「知・徳・体」の調和を目指した教育の充実

基本施策7 地域の核となる教育環境拠点都市

##### 第3節 ライフステージに応じた生涯学習の推進

基本施策8 生涯学習・生涯スポーツ・文化の推進

基本施策9 人権教育・男女共同参画の啓発・推進

##### 第4節 健康に暮らせるまち

基本施策10 地域総合ケアの推進

基本施策11 「寿命＝健康寿命」を目指して

#### 第3章 しごとの創出を

##### 第1節 創業支援と企業誘致

基本施策12 生産力の向上を目指して

基本施策13 企業の元気は、まちの元気

基本施策14 全国に発信!!くらてブランド

#### 第4章 まちの魅力を全国に

##### 第1節 情報発信力の強化

基本施策15 シティプロモーション

# 第 3 部 基本計画

町では、将来像を実現するため、15の基本施策を定めます。

章	節	基本施策
新たな力で躍動するまち	まちに賑わいを	基本施策1 みんなが住みたい住みよいまちを創生します <b>機能的でコンパクトなまちづくり</b> 基本施策2 人が安心して暮らせる環境をつくります <b>美しく豊かな自然環境の保全整備</b> 基本施策3 将来を見据えたライフラインを整備します <b>快適な住環境整備</b>
	地域で支え合う安全・安心なまち	基本施策4 みんなで支え合い安心して暮らせるまちをつくります <b>備えあれば憂いなし、いつもの見守りが地域の力に</b> 基本施策5 人と人が支え合う地域づくりを進めます <b>地域コミュニティの自立・活性化</b>
くららて	地域で人を育てるまち	基本施策6 子育てに向けた世代のライフステージを応援します <b>地域の核となる結婚・出産・子育て未来拠点都市</b>
	「知・徳・体」の調和を目指した教育の充実	基本施策7 生きる力を育む教育環境を整備します <b>地域の核となる教育環境拠点都市</b>
ひとに輝きを	ライフステージに応じた生涯学習の推進	基本施策8 生涯現役、あなたの興味と好奇心を満足させます <b>生涯学習・生涯スポーツ・文化の推進</b> 基本施策9 人にやさしく、人がやさしいまちづくりを進めます <b>人権教育・男女共同参画の啓発・推進</b>
	健康に暮らせるまち	基本施策10 住み慣れた地域でともに暮らせるまちづくりを進めます <b>地域総合ケアの推進</b> 基本施策11 いつまでも健康で、いきいきと暮らせるまちを目指します <b>「寿命＝健康寿命」を目指して</b>
しごと	の創出を	基本施策12 地域農業を支えるまちづくりを目指します <b>生産力の向上を目指して</b> 基本施策13 人や地域を支える地域産業を応援します <b>企業の元気は、まちの元気</b> 基本施策14 地域資源を活かし、魅力的な観光を推進します <b>全国に発信!!くららてブランド</b>
		基本施策15 まちの知名度を向上させます <b>シティプロモーション</b>
まちの魅力を全国に	情報発信力の強化	

基本計画

# 第1章

## まちに賑わいを

### 第1節 人と自然が調和する快適生活拠点都市

基本施策1 みんなが住みたい住みよいまちを創生します



#### 機能的でコンパクトなまちづくり

中間目標

効果的な土地利用による町の活性化

事業目標

町の将来像を想定した土地利用のゾーニングを行い、都市計画手法を用いて土地利用を制限する

土地利用

用途地域と農業振興地域の調整

都市計画

都市計画の見直し

中間目標

新たな公共交通体系の構築と利便性の向上

事業目標

交通空白地帯の解消と交通弱者の移動手段の確保

公共交通

持続可能な地域公共交通体系の確立

中間目標

町有財産の縮減等による行政のスリム化

事業目標

- ・民間資本による未利用地の有効活用
- ・公共施設等の適正な管理

町有地

町有地マネジメントの推進

公共施設

公共施設マネジメントの推進

中間目標

定住の促進

事業目標

住宅の確保

住宅施策

定住促進奨励金交付事業

民間賃貸住宅建設促進事業

新婚及び子育て世帯家賃補助事業

空家対策事業

## 1. 効果的な土地利用による町の活性化

### (1) 土地利用の制限

#### 【現状と課題】

平成23年2月に鞍手ICが、平成27年3月には遠賀川渡河橋「北九鞍手夢大橋」が開通するなど、広域道路網や町内幹線道路、生活道路の整備が進んでおり、町民の日常生活の利便性が確保されています。また、公共交通基盤の充実により人々の交流や企業活動などの社会経済活動も活発化していますが、土地利用の区分けが道路網と調和していない部分もあり、今後の開発などに支障をきたすことが予想されます。

#### 【基本方針】

本町の玄関口である鞍手駅と鞍手ICの周辺には農地が広がっており、本町の玄関口としての機能が活かされておらず、土地利用のあり方を検討する必要があります。その際、商業用地や工業用地、住宅用地など、無秩序な開発とならないよう、また大規模な土地売買などの開発行為などには適切な指導や助言を行う必要があります。鞍手ICや北九鞍手夢大橋の立地に合わせ、それぞれの特性に応じて町の将来像を想定したゾーニングを行うため、都市計画の手法を用いて調和のとれた土地利用を推進するとともに、都市計画マスタープランに基づく都市基盤整備を計画的に実施していきます。



No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	用途地域と農業振興地域の調整（見直し時期）	随時見直し	随時見直し
2	都市計画の見直し（見直し時期）	都市計画マスタープラン策定中（H27年度）	随時見直し

#### ●用途地域

建物の用途を制限する地域。都市計画法では12種類の用途が定められている。たとえば、住宅が集中する地域に騒音を発生する工場などの建物が建たないようにするなどして、建物の住み分けをしている。

#### ●ゾーニング

都市計画などで、各地域を用途別に区分けすること。

## 2. 新たな公共交通体系の構築と利便性の向上

### (1) 交通空白地帯の解消と交通弱者の移動手段の確保

#### 【現状と課題】

現在の路線バスは、地方を中心にモータリゼーションや少子化、過疎化が進行していることにより、利用者が少なく苦しい運営状況にあります。代表的な交通手段となった公営バスも、多くはその事業運営が厳しく、本町も例外ではありません。

町内には民間の路線バスと町営のコミュニティバスが運行しており、自動車を運転しない高齢者などの交通弱者にとっては欠かせない交通手段と

なっていますが、中学校の統合によりコミュニティバスはスクールバスとしての機能を兼ねて運行しているのが現状であり、さらに町民の視点にたった新たな公共交通体系を確立していくことが求められています。また、コンパクトなまちづくりを進めるにあたり、町内の各地域の町民が気軽にまちなかに行くことのできる移動手段の確保も必要です。



#### 【基本方針】

市町間を結ぶ路線バスやJRと町内の移動手段であるコミュニティバスの相互の利便性が向上するよう公共交通体系を整える必要があり、限られた財源の中で効率的なコミュニティバスのダイヤとなるよう見直しを行います。

また、町民をまちなかへ誘導する環境を整備し、効果的な公共交通体系を構築します。

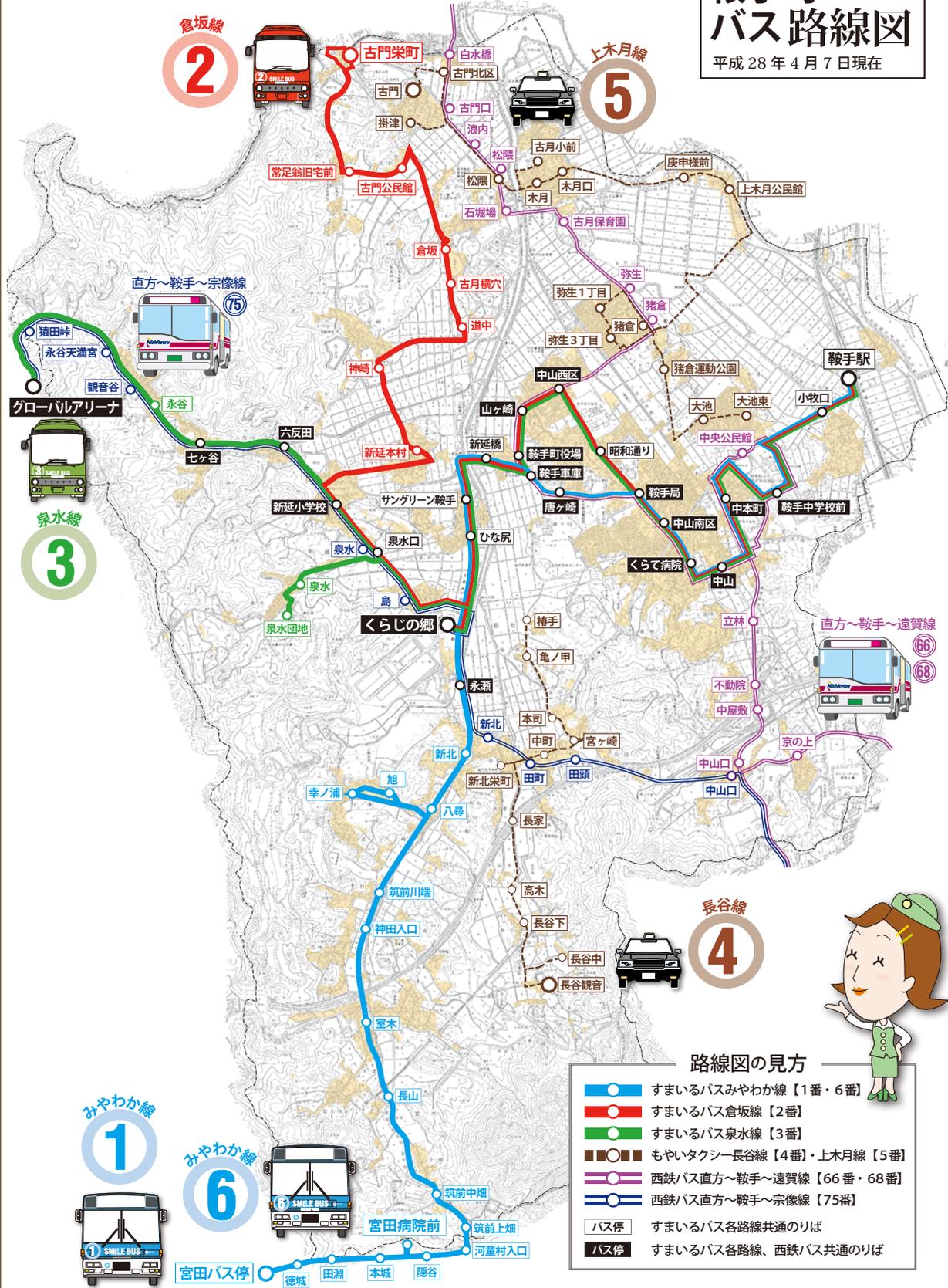
No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
3	持続可能な地域公共交通体系の確立（見直し時期）	随時見直し	随時見直し

#### ●モータリゼーション

自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

# 鞍手町 バス路線図

平成 28 年 4 月 7 日現在



基本計画

第1章 まちに賑わいを



### 路線図の見方

- すまいるバスみやわか線【1番・6番】
- すまいるバス倉坂線【2番】
- すまいるバス泉水線【3番】
- もやいタクシー長谷線【4番】・上木月線【5番】
- 西鉄バス直方～鞍手～遠賀線【66番・68番】
- 西鉄バス直方～鞍手～宗像線【75番】
- バス停 すまいるバス各路線共通のりば
- バス停 すまいるバス各路線、西鉄バス共通のりば

▲ 図 8 すまいるバス等路線図

### 3. 町有財産の縮減等による行政のスリム化

#### (1) 民間資本による未利用地の有効活用

##### 【現状と課題】

本町には、未利用町有地が数多くありますが、接道が良く、利用可能なものは全体の2%ほどで、残りは道路整備により接道を良くしないと利用価値を見出せないものばかりであり、毎年、除草などの維持管理費用がかかっています。



この未利用町有地の内、特に鞍手ICと北九鞍手夢大橋を結ぶルート付近で接道が良い場所の利活用に重点を置き、公共的な用途での利活用を検討しつつ、町有財産の縮減による行政のスリム化等の観点から民間資本による開発の可能性も含めたあらゆる検討が必要です。

##### 【基本方針】

本町の意向に沿ったまちづくりを誘導できるような利用用途・利用目的を示し、未利用町有地の売却・貸付により、民間事業者による医療・福祉・商業・住宅などのまちづくりを誘導するほか、町有地の整理・集約や公共施設の整備による有効活用も視野に入れ、町全体をコンパクトにし、賑わいを創出していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
4	町有地マネジメントの推進（町有地の活用・整備）	19,264 m <sup>2</sup>	売却可能町有地の計画的処分

## (2) 公共施設等の適正な管理

### 【現状と課題】

過去に建設された公共施設等の老朽化が進み、更新時期が近づく一方で、社会保障経費の増加などにより投資的経費に充てられる財源は不足しています。

施設の維持管理は、破損等に伴う応急的な修繕を行っているだけで、施設の延命化につながるような統一的な維持管理方針を策定し、計画的に管理していく必要があります。

また、公共施設のあり方として、少子高齢化による人口構成の変化とそれに伴って求められる施設機能の変化への対応や、災害時の避難場所の再検討といった課題も顕在化してきています。

本町の公共施設は、建設からおよそ60年が経過している役場庁舎を始め、40年以上が経過しているくらす文化センターや病院や文化教育の拠点となる文化体育総合施設も建設から30年以上が経過するなど、老朽化が進んでいます。そのほか、福祉の拠点である総合福祉センター「くらすの郷」も徐々に不具合が出てきている状況であり、今後は、財政面を考慮しながらの維持管理が必要となってきます。



### 【基本方針】

社会環境の変化や地域の特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、公共施設等のマネジメントに関する長期的な計画を策定し、保有する公共施設を総合的に把握しながら、財政状況と連動した管理・活用ができる仕組みである「公共施設マネジメント」を導入します。

#### 公共施設等総合管理計画に定める方針

- ①点検・診断の実施方法
- ②維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③安全確保の実施方針
- ④震化の実施方針
- ⑤長寿命化の実施方針
- ⑥統合や廃止の推進方針
- ⑦舎体制の構築方針

公共施設等の適正な管理を総合的に行うことで、長期的な視点を持って、計画的に更新・統廃合・長寿命化などを実施し、財政負担の軽減や年度間の平準化を図ります。また、公共施設等の最適な配置の実現や都市機能の「まちなか」への集約により、効率の良い行政運営を目指します。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
5	公共施設マネジメントの推進 （公共施設等総合管理計画の策定）	—	管理計画の策定 及び運用

## 4. 定住の促進

### (1) 住宅の確保

#### 【現状と課題】

本町では、若い世代をはじめ、子育て世代が魅力を感じ、住みたくなるような住宅や居住環境が不足しています。また、賃貸住宅が少なく、新婚世帯などが新居を探す場合に、本町が選択肢に挙がらない可能性は否定できません。

しかし、平成24(2012)年に導入した定住促進奨励金交付事業の効果により新居を構える転入者が増えている傾向にあり、平成26年度の社会動態は21人のプラスに転じました。この転入超過には、0歳から14歳までの年少人口の増加が見られることから、単身世帯ではなく、子どもを持つ世帯の転入が多いことがうかがえます。

今後、若い世代が移住・定住先を考える際に本町が選択肢に挙がるようにするためには、住宅施策が重要となります。そのためにも、人口減少がますます加速化する中で問題となっている空家を、いかに有効活用できるかも大きな課題の一つです。

	申請家屋数	転入世帯数	転入者数
平成25年度	45件	16世帯	48人
平成26年度	49件	25世帯	70人
合計	94件	41世帯	118人

▲図9 定住促進奨励金申請実績(出典:地域振興課)

#### 【基本方針】

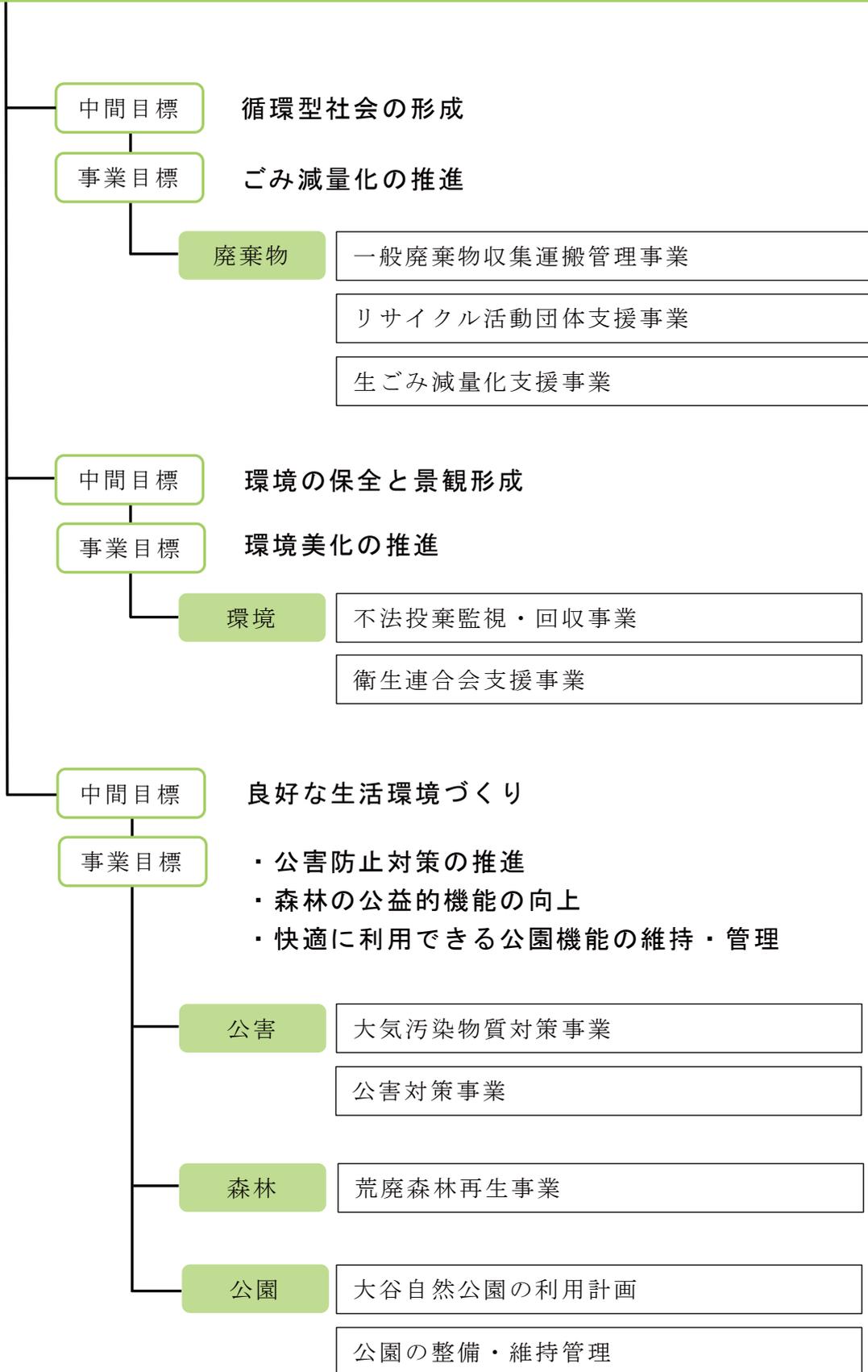
定住促進奨励金交付事業に引き続き取り組みながら、戸建て住宅の購入を促進するほか、若者向けの賃貸住宅を確保するため、アパートやマンションなどの民間賃貸住宅を建設するオーナーに、建設費用の一部を助成する仕組みを整えます。また、新婚世帯・子育て世帯に特化した家賃補助により経済的支援の充実を図り、転入者の増加を促進します。

さらに、空家情報を収集し、利活用できる空家と特定空家とに選別し、まだまだ利活用できる空家については、不動産事業者と連携して空家バンクへの登録を推進するなど、移住・定住を促進していきます。

No.	事務事業(指標)	現状(H26)	目標(H31)
6	定住促進奨励金交付事業(転入世帯数)	41世帯	170世帯
7	民間賃貸住宅建設促進事業(建設戸数)	—	50戸
8	新婚及び子育て世帯家賃補助事業(転入世帯数)	—	30世帯
9	空家対策事業 (空家バンクを活用した移住世帯数)	—	5世帯/年



## 美しく豊かな自然環境の保全整備



基本施策  
2

人が安心して暮らせる環境をつくります  
美しく豊かな自然環境の保全整備

1. 循環型社会の形成

(1) ごみ減量化の推進

【現状と課題】

家庭からの可燃ごみの排出量は、人口減少のほか、景気の低迷、リサイクル意識の高まりなどにより、ここ数年減少しています。とはいえ、廃棄物の処理が自然環境に負荷をかけていることは言うまでもありません。

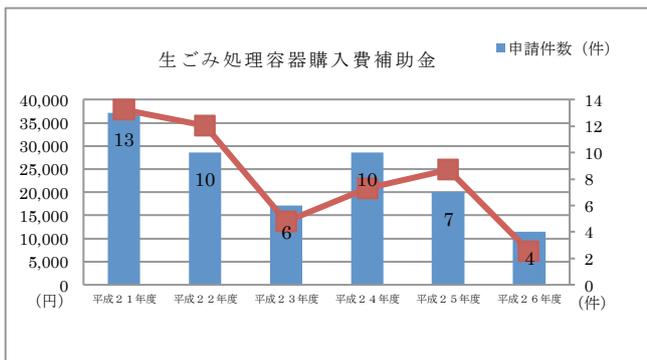
今後もごみの減量化を進めるために、ごみの分別の徹底を啓発し、資源として活用できるごみの再資源化を促進するとともに、可燃ごみの約半分を占める生ごみの排出を抑制する必要があります。

環境への負荷の少ない循環型社会を目指して、町民・事業者・行政が協力して廃棄物の排出抑制、処理の適正化に取り組むことが重要です。

【基本方針】

ごみの分別を徹底し、再資源化できるものはごみとして排出しないようにするため、3R (Reduce・Reuse・Recycle) を推進し、町民・事業者・行政が協力して廃棄物の排出抑制、処理の適正化に取り組んでいきます。また、リサイクル活動団体を支援するほか、生ごみ処理容器費用助成によって、生ごみの減量化にも取り組み、処理に係る費用の削減や環境に対する負荷の軽減を図ります。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	一般廃棄物収集運搬管理事業（ごみ排出量）	4,466 t	4,242 t
2	リサイクル活動団体支援事業（リサイクル量）	374.7 t	374.7 t
3	生ごみ減量化支援事業（申請件数）	4件／年	10件／年



▲図10 生ごみ処理容器助成件数 ごみの回収量及び人口（出典：農政環境課）

## 2. 環境の保全と景観形成

### (1) 環境美化の推進

#### 【現状と課題】

人通りが少なく人目につかない場所や、空き地、水路等への不法投棄や空き缶やたばこなどのポイ捨てが後を絶たず、生活環境を保つ上で大きな問題となっています。良好な生活環境を保全するためには、町民一人ひとりが不法投棄やポイ捨てを「しない、させない、持ち込ませない」という意識を持ち、また身近な環境美化活動に積極的に参画することが重要です。



#### 【基本方針】

良好な生活環境を保全するためには、不法投棄の監視を強化し、重点的に取り組む必要があります。不法投棄が多く発生する場所には、看板の設置や監視の強化などの抑止策の検討を行い、不法投棄防止条例の制定も視野に入れながら取り組みを進めていきます。

また、年2回の清掃デーの実施により町民の環境美化に対する関心が高まっていることから、今後も自発的な活動が推進されるよう、啓発に取り組んでいきます。

	台数(2t車)	回収量(t)
平成21年度	20	40
平成22年度	24	48
平成23年度	30	60
平成24年度	24	48
平成25年度	30	60
平成26年度	29	58

▲図11 不法投棄回収量(出典:農政環境課)

No.	事務事業(指標)	現状(H26)	目標(H31)
4	不法投棄監視・回収事業(不法投棄回収量)	58 t	50 t
5	衛生連合会支援事業(清掃デー回数)	2回/年	2回/年

### 3. 良好な生活環境づくり

#### (1) 公害防止対策の推進

##### 【現状と課題】

近年PM2.5などの大気汚染物質による健康被害が問題化しています。町民への健康被害を最小限に抑えるためには、大気汚染物質が環境基準に達した場合などには、本町においても何らかの方策が必要となります。また、現代の住生活や経済活動は、地球環境に大きな影響を及ぼしており、温室効果ガスによるオゾン層の破壊や酸性雨などさまざまな問題が年々深刻な状況になりつつあります。

さらに、日常生活における道路交通の振動や騒音のほか家畜等の臭いなど、生活空間の中にも問題が常態化している上、苦情への対応についても、明確な手順やルールの整備等が進んでいない現状です。

##### 【基本方針】

現状では、大気汚染物質を軽減することは困難な状況です。しかし、大気汚染物質の情報を町民に対し迅速かつ正確に提供することにより、健康被害などを未然に防ぐことができるため、情報発信のための基準や対応を明確化するための行動方針を策定し、防災行政用無線や町ホームページ、フェイスブック等を通じた情報発信に取り組みます。

また、常態化している公害問題の苦情内容を分析し、苦情に対する対応マニュアルを作成するなど対応の統一化を図り、苦情を迅速かつ適正に処理する体制を整えます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
6	大気汚染物質対策事業（情報発信の実施）	—	情報発信
7	公害対策事業（マニュアルの作成）	—	マニュアル作成（H28年度）

#### (2) 森林の公益的機能の向上

##### 【現状と課題】

安らぎや潤いをもたらす山や、きれいな水や空気をつくる森林等、身近な自然環境を美しい状態で次世代に継承していくためには、適切な保全・管理が必要です。

しかし、人工林や竹林の多くが長期間手入れされずに荒廃し、本来、森林が有する公益的機能が低下してきています。このため、人工林を手入れすることにより、緑豊かな森林への再生や水源かん養、土砂災害防止、地球温暖化防止などの公益的機能の回復のほか、町民が身近に親しめる森づくりなど、総合的な森林の保全・活用策が求められます。

##### ● 森林が有する公益的機能

・ 良質な水の供給    ・ 洪水や土砂流出の防止    ・ 二酸化炭素の吸収    ・ 野生鳥獣の生息    など

## 【基本方針】

長期間放置された人工林を健全な状態で次世代へ引き継ぐため、荒廃森林再生事業による間伐に取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
8	荒廃森林再生事業（間伐面積）	81.36ha	130ha (H29年度)

## （3）快適に利用できる公園機能の維持・管理

### 【現状と課題】

公園は、町民に愛され、親しまれるよう、維持管理に取り組んでいかなければなりません。しかしながら、大谷自然公園は、現在、浄化槽の故障により施設利用を休止しており、



再開の要望が多く寄せられているものの、今後の施設運営については、方針が定まっていない状況です。

また、その他の公園施設についても、老朽化が懸念されており、整備・更新が必要な施設が多く存在しています。都市公園や地区公園の機能維持のため、年間を通じての施設の維持管理も必要となり、破損個所の修繕や伐木工事、安全対策など早急な対応が必要です。

### 【基本方針】

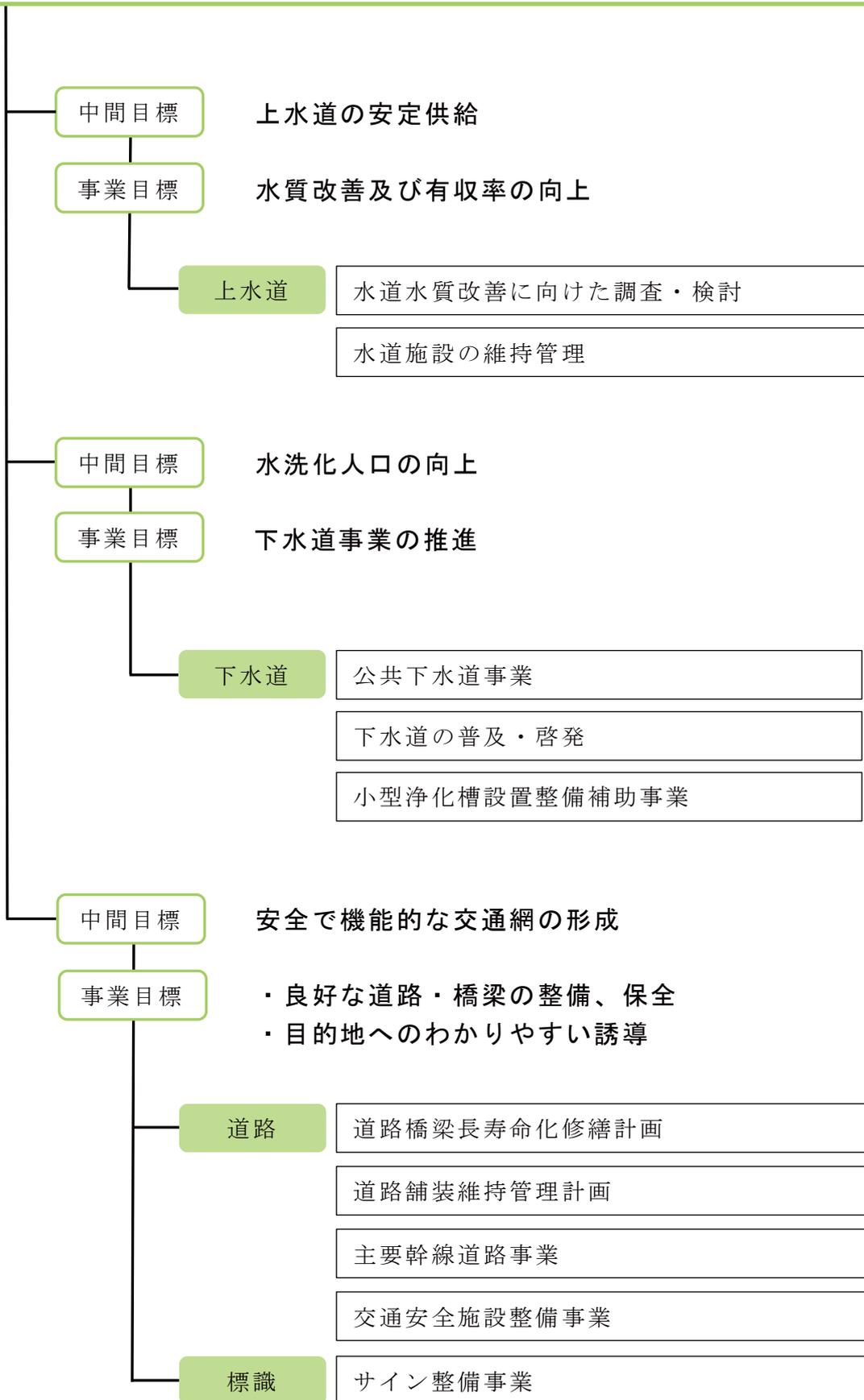
都市公園である大谷自然公園や鞍手公園のほか、剣岳公園など町民の憩いの場となる公園を安心して利用できるようにするため、現状を把握しながら優先順位をつけて、維持・管理に努めていきます。また、町民や企業、ボランティア団体と協働した公園の美化活動にも取り組んでいきます。



No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
9	大谷自然公園の利用計画（利用計画の作成）	—	利用計画の作成
10	公園の整備・維持管理（伐木整備率）	一部整備済	100%



## 快適な住環境整備



基本施策  
3

将来を見据えたライフラインを整備します  
快適な住環境整備

## 1. 上水道の安定供給

### (1) 水質改善及び有収率の向上

#### 【現状と課題】

水道水の水源である浮洲池（木月）の水質は、生活排水の流入などが原因であまり良い状態ではなく、特に、夏季には藻などが発生しています。

そのため、平成 23 年度に改修した浄水場では前処理施設の増設や急速ろ過池の改良を行い、各家庭に届ける飲み水にするまでにさまざまな方法で浄化処理をしています。今後は、旧施設を含め新施設にも負荷を与えないように水を供給することが必要です。

一方、本町の有収率は、県平均（平成 25 年度：91.5%）を下回っており、水道施設の稼働がそのまま収益につながっていない部分が多いといえます。原因としては、漏水や水道メーターの不感のほか、公共用水や消防用水としての利用などが考えられます。



水質項目（単位）	説明	原水	給水
PH（度）	PH 値は7が中性で、この値より小さい場合は酸性、大きい場合はアルカリ性。酸性が強くなると水道管の腐食につながる可能性がある。	8.39	7.42
濁度（度）	濁りの程度を数値にしたもので、水中に分散している微細な粒子の状態を示したもの。	10.63	0.025
色度（度）	水の色の程度を数値で示したもの。一般にコップに水を入れて着色に気づくのは、約10度程度、浴槽などの大きな容器で5～6程度と言われている。	15.25	0.025
鉄（mg/L）	生体必須元素で自然環境中に広く存在する。高濃度になると着色や異臭味（カナ気）の原因になる。	0.55	0
マンガン（mg/L）	生体必須元素で、鉄の次に広く世界に分布する重金属。高濃度になると洗濯物の着色や黒水の原因になる。	0.115	0
植物プランクトン（個/mL）	原水中に含まれる微小な植物及び動物の数を示す値。	36,962	0

▲図12 浄水場の浄化能力（出典：上下水道課）

●有収率

給水する水量に対する料金収入のあった水量の比率。



### 【基本方針】

浮洲池の水質向上だけでなく、水源池そのものを見直すため、生活排水がどこから流れてきているのか具体的な調査を実施するとともに、他の水源池候補などの検討も視野に調査・検討を行います。

また、有収率を向上させるため、漏水調査を実施して漏水箇所をなくしていきながら、現在使用している水量計器を新しいものに取り換えることも必要です。

さらに、近隣自治体との連携による水源池の共有化や水道事業の統合も視野に入れ、メリット・デメリットを検証しながらあらゆる方策を検討していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	水道水質改善に向けた調査・検討（水源の見直し）	—	水源の見直し
2	水道施設の維持管理（有収率）	86.8%	89.8%



▲図13 有収率の推移（出典：上下水道課）

## 2. 水洗化人口の向上

### (1) 下水道事業の推進

#### 【現状と課題】

下水道は、トイレの水や生活排水などの汚水を浄化し、河川の水質保全や生活環境の向上に必要不可欠な都市基盤です。本町では、平成8年度より公共下水道事業に着手し、整備を行ってきました。しかし、平成26年度末の下水道処理人口普及率は44.3%で依然低い値を示しており、水洗化率（水洗化人口／汚水処理人口）は、平成26年度末で73.2%となっています。

家庭用のトイレを水洗化するには、多額の工事費が必要であるため、水洗工事を行えない世帯もあり、水洗化率に影響しています。また、下水道事業計画区域外の地域を対象に、平成24年度より改築に伴う浄化槽設置に対する補助金を増額する制度改正を行いました。設置基数はあまり増加していないのが現状です。

#### 【基本方針】

今後も公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、計画的な公共下水道事業の推進に努めます。

家庭のトイレの水洗化に伴う工事費の負担を軽減するため、利子補給制度の周知を徹底しながら制度の活用を促進し、公共下水道への接続向上を目指します。

また、下水道の事業計画区域外においては、小型浄化槽の設置を促進するため機能や設置に対する補助金について周知を図りながら、全町的に汚水処理の区域を広げていきます。



No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
3	公共下水道事業（下水道処理人口普及率）	44.3%	54.3%
4	下水道の普及・啓発（水洗化率）	73.2%	80%
5	小型浄化槽設置整備補助事業（助成基数）	20基／年	25基／年

#### ● 下水道処理人口普及率

市町村の区域内の人口のうち、下水道が整備された区域内の人口の割合。（現在処理区域内人口÷住民基本台帳人口）

#### ● 水洗化率

下水道が整備された区域内の人口のうち、下水道に接続している人口の割合。（下水道を利用している人口÷現在処理区域内人口）

#### ● 小型浄化槽

家庭から排出される台所やふろなどの生活排水をし尿と併せて処理できる浄化槽。

### 3. 安全で機能的な交通網の形成

#### (1) 良好な道路・橋梁の整備、保全

##### 【現状と課題】

現在、本町には、道路橋梁が182橋あり、このうち建設後50年以上経過するものは10橋で全体の約5%を占めています。20年後にはこの割合が20%まで高まり、急速に高齢化橋梁が増加することで、車両、歩行者にとって危険な状態となることが予想され、修繕や架け替え等の多額な工事費負担が生じる可能性もあります。

現在、本町の大部分の道路事業を行った就労事業の終息から10年近くが経過しており、これから舗装の補修や打ち替えなど、多大な補修費用が必要となってくることが予想されます。

また、平成23年2月には鞍手ICが、平成27年3月には北九鞍手夢大橋がそれぞれ開通したことにより、車重のある大型車両等の通行量が増加しているため、舗装の損傷が早まることによる道路陥没などの危険性が増すことが心配されます。

現在、本町内では主要幹線道路（県道）の事業が3路線で実施されていますが、用地交渉や地元への説明等で難航しているものもある上、県の予算配分や国の補助金などの影響で工事が計画通りに進んでいない箇所などもあります。

また、平成27年度より鞍手南・北中学校が鞍手中学校として統合し、通学路が大幅に見直されましたが、新たに交通安全対策が必要な箇所も点在しています。

##### 【基本方針】

橋梁については、破損等の状況を把握し、長寿命化や計画的な架け替えなどの適切な対策を立て、安全性を確保しながら中長期的な観点からの維持管理コストの縮減を図ります。

また、主要幹線町道（1級町道・2級町道）については、損傷等の状況を把握して、維持管理計画を作成し、道路事業に対する支援などの県への要望活動のほか、用地の折衝など事業の円滑化を図っていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
6	道路橋梁長寿命化修繕計画（修繕計画施工率）	点検・計画策定中	100%
7	道路舗装維持管理計画（管理計画施工率）	点検中	100%
8	主要幹線道路事業（進捗率）	17%／3路線	80%／3路線
9	交通安全施設整備事業（施工箇所数）	15箇所／年	60箇所／4年

## (2) 目的地へのわかりやすい誘導

### 【現状と課題】

近年、主要幹線道路の改良やバイパス化に伴い、既存の案内標識（サイン）では数が足りず、機能不足となっています。

また、鞍手 I C や北九鞍手夢大橋の開通により今後は交流人口の拡大も見据えた施策にも取り組んでいくことから、来訪者に対応するためには目的地へのわかりやすい誘導が必要となってきます。

さらに、本町のサインは、設置時期や設置者の違いによってデザインなどが統一されておらず、目的地への誘導がわかりにくいという指摘もあります。



### 【基本方針】

鞍手 I C や北九鞍手夢大橋の整備により、今後、ますます通行量の増加が見込まれます。既存のサインだけでは、道路案内の役割を十分に果たせない箇所もあることから、現状のサインを把握し再利用箇所、新規設置箇所の計画を策定し、交通の安全面や既存のサインとの整合性を図りながら、町のイメージや景観に合った安心して目的地へ移動することができるサイン整備を実施していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
10	サイン整備事業（設置数）	—	30 基

# 第1章

## まちに賑わいを

### 第2節 地域で支え合う安全・安心なまち

基本施策4 みんなで支え合い安心して暮らせるまちをつくります



備えあれば憂いなし、いつもの見守りが地域の力に

中間目標

危機管理体制や地域防災力の充実

事業目標

災害の防止と対応力の強化

防災

避難行動要支援者名簿活用事業

六田川改修事業

中間目標

安全・安心なまちづくり

事業目標

- ・交通事故発生の抑制
- ・防犯対策

交通安全

高齢者運転免許証返還事業

防犯

防犯対策事業

## 基本施策 4

みんなで支え合い安心して暮らせるまちをつくります

# 備えあれば憂いなし、いつもの見守りが地域の力に

## 1. 危機管理体制や地域防災力の充実

### (1) 災害の防止と対応力の強化

#### 【現状と課題】

近年、日本各地で大規模な自然災害が相次いでいることを受け、防災に対する町民の関心は高まっています。今後も、行政、消防、自主防災組織などのあらゆる関係機関が一体となり、防災力の強化に努めなければなりません。

行政は、災害を未然に防止し、町民の生命、身体、財産を守るための総合的な防災体制を整え、町民の安全・安心の確保に努めなければなりません。そのためには防災に対する町民の意識を一層高めて、災害発生時における応急対策や復旧対策が円滑に行われるよう、地域ぐるみで積極的な取り組みと応援・協力体制の確立を図り、地域防災力を強化する必要があります。

また、本町には消防組織法に基づいた「消防団」が存在します。消防団は職業を別に持つ一般町民で組織されており、「われらのまちは、われらで守る」という強いボランティア精神により成り立っています。しかし、この地域防災の中核を担う消防団も全国的に団員数の減少が問題となっており、団員一人当たりの世帯人口負担率も増加傾向にあります。

本町の負担率は、団員一人当たり102人で福岡県全体の平均である202人に比べると低くなっていますが、的確、迅速、円滑な防災活動に取り組むためには現在の団員数を維持する必要があります。引き続き団員の適正確保に努めるとともに、消防水利をはじめ消防団活動に必要な施設、設備の充実強化に努めなければなりません。

さらに、豪雨時の不安要素であり、被害が広範囲に及ぶことが予想される河川については、流下能力が不足しているものを中心に対策を講じる必要があります。

#### 【基本方針】

大規模な災害が発生した場合、行政機関の職員も被災者となる可能性があり、多岐にわたる防災・救助活動を行うため、避難行動要支援者の避難支援等においては地域住民の共助によらざるを得ない状況も予想されます。とりわけ、住民組織である自主防災組織は災害時における対策を実施する上で最も有効な組織であり、避難行動要支援者の避難支援等においても非常に大きな役割を担うことが期待されます。



#### ● 自主防災組織

災害対策基本法第5条第2項において規定されている、地域住民による任意の防災組織。

#### ● 避難行動要支援者

災害時等に自立で避難することが困難な要介護認定者や障がい者等。

国は、災害時に自分一人で避難することが困難な人について避難行動要支援者名簿に掲載することを市町村に義務付けており、行政と自主防災組織で名簿の利用を想定した避難訓練を行うほか、日ごろの見守り活動にも活用していきます。

また、消防団員の確保や消防・防災施設・設備の充実にも取り組みつつ、自助・共助・公助それぞれの役割を明確にし、お互いに助け合いながら地域の安全・安心の確保に努めます。

さらに、河川の断面不足による浸水被害対策として、本町の中央を横断し、住宅地に隣接した主要河川である六田川の浸水被害の軽減、解消を推進していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	避難行動要支援者名簿活用事業 （避難訓練実施件数）	4件	7件
2	六田川改修事業（計画規模・確率年）	1/2年～1/3年	1/10年

## 2. 安全・安心なまちづくり

### （1）交通事故発生の抑制

#### 【現状と課題】

急速に高齢化が進展している現在、高齢者が加害者となる交通事故の割合が高まっています。本町も例外ではなく、高齢者が引き起こす事故の割合は年々増加傾向にあります。本町では、「まちなか」への移動にも、買い物や病院などへの移動にも自動車は必要不可欠です。高齢者が自動車の運転を控えると交通事故の抑制にはつながりますが、同時に交通弱者となってしまうことが予想される上、外出する気力や体力が減退してしまうことにより、家に閉じこもりがちになることも懸念されるなど、新たな問題も発生しかねません。

#### 【基本方針】

高齢者が加害者となる交通事故を抑制することを目的に運転免許証の自主返納を推進します。併せて、返納者が閉じこもりや交通弱者とならないよう、コミュニティバスや、もやいたクシーの回数券を交付して外出手段を確保します。これは、公共交通の利用促進にもつながるものです。なお、運転免許証の自主返納により身分証明書として利用できるものがなくなってしまう人に対しては、運転経歴証明書やマイナンバーカードの交付申請を促すなど、代替手段の支援も行っていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
3	高齢者運転免許証返還事業 （高齢者の事故発生件数／事故発生件数）	—	高齢者の交通事故発生を抑制

#### ● 計画規模・確率年

洪水に対する安全の度合いを示す指標。

例えば、3年に1度の確率で洪水が発生する場合の確率年は「1/3年」となります。

## (2) 防犯対策

### 【現状と課題】

各行政区において地域の安全・安心の確保のために設置している防犯灯は約 1700 基あり、そのうち約 20%は、光源にLEDを使った防犯灯となっています。

防犯灯の電気代は、蛍光灯などの従来型の防犯灯とLED防犯灯とでは消費電力に大きな差があり、従来型の電気代はLED型の約 1.5 倍かかります。近年は、行政区や自治会への加入者の減少により、各行政区も財政状況が厳しく、防犯灯の電気代や蛍光灯の交換費用の負担が重くのしかかっています。



### 【基本方針】

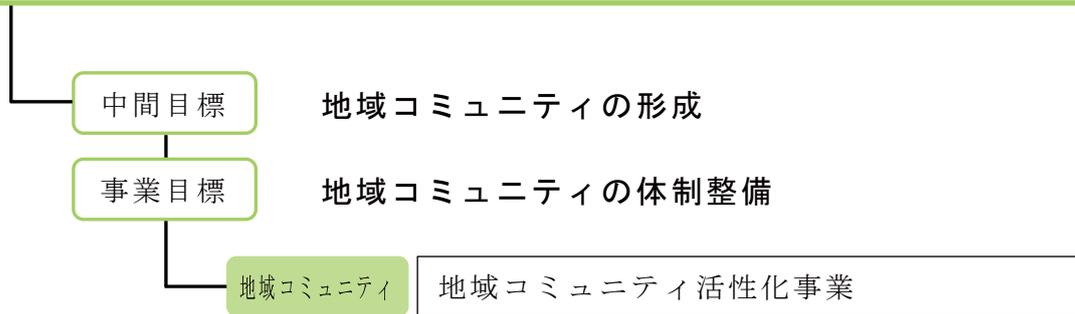
町では、各行政区の費用負担を軽減するため、防犯灯の新設や故障による交換に対して補助金を交付していますが、故障していない従来型の防犯灯をLED型へ更新する際にも補助金を活用できるよう制度を見直します。これにより、行政区の負担を一層軽減し、犯罪の抑止や安全で住み良いまちづくりに向けた取り組みを支援します。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
4	防犯対策事業（犯罪件数の削減）	173 件	犯罪件数の減少

基本施策 5 人と人が支え合う地域づくりを進めます



## 地域コミュニティの自立・活性化



基本施策 5 人と人が支え合う地域づくりを進めます

5

## 地域コミュニティの自立・活性化

### 1. 地域コミュニティの形成

#### (1) 地域コミュニティの体制整備

##### 【現状と課題】

現代社会においては、地域での連帯感や地域社会への関心が年々弱まりつつあり、冠婚葬祭や福祉、子育て、防犯、防災、環境等の生活に関する活動や地域の伝統文化の継承が困難となる恐れがあります。また、生活スタイルの多様化や高齢化などの要因により行政区や自治会への加入率も低下していることから、年々、コミュニティ活動の維持も困難となっており、大きな課題となりつつあります。

本町には、住みよさや昔ながらの豊かさが感じられる地域がまだまだたくさん残っています。そこにある地域の結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の再活性化を支援し、自治機能の向上・再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる主体的な地域づくりを進めていく必要があります。

##### 【基本方針】

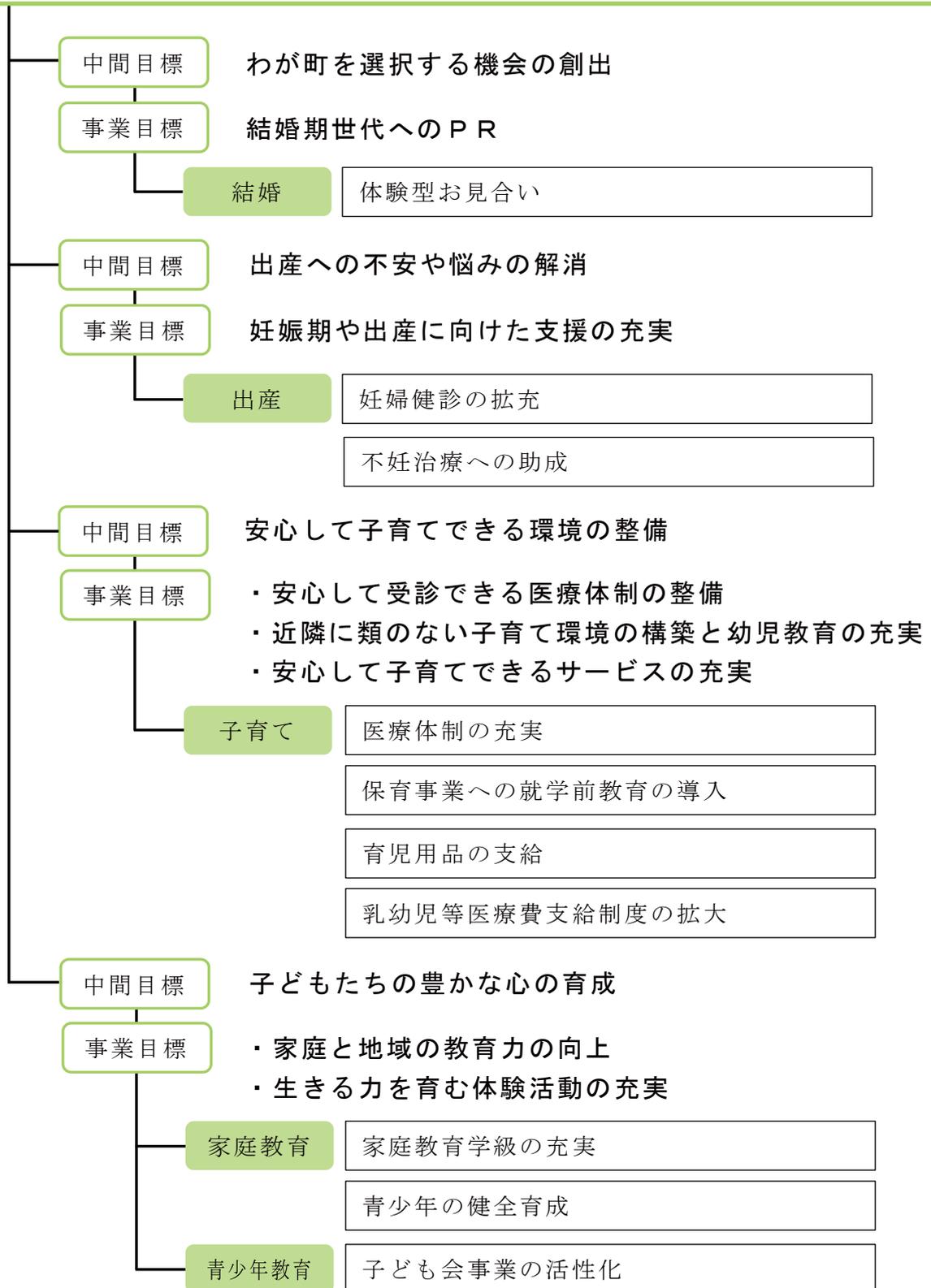
現在の行政区とは異なった、地理的な繋がりが強く、より広範囲な単位を新たな地域コミュニティと位置づけ、現在の区長や公民館長、自治防災組織等の機能・組織が集約される拠点を配置することで、新たな形での地域づくりを進めます。そのため、行政区同士の連携や地域の特性を活かした魅力ある地域社会の形成に向けた取り組みを支援し、地域コミュニティの活性化につなげます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	地域コミュニティ活性化事業 （地域コミュニティ体制の整備）	—	体制整備の構築

基本施策6 子育てに向けた世代のライフステージを応援します



## 地域の核となる結婚・出産・子育て未来拠点都市



## 1. わが町を選択する機会の創出

### (1) 結婚期世代へのPR

#### 【現状と課題】

現在、本町には若い男女が出会える場が特にありません。また、町外の若者が本町に足を運ぶことも少なく、知るきっかけもないため、結婚後の住居や定住先を考える場合に本町が選択肢として挙がる可能性が低いのが現状です。

今後、人口減少に歯止めをかけるには、若い世代への出会いの場の提供や結婚へつなげるための支援策が必要となります。

#### 【基本方針】

地域性を活かした男女の出会いの場を提供するため、農業体験等を通じた交流イベントを複数回にわたって開催します。本町のPRも兼ねたお見合い企画として実施し、親交を深めてもらいながら、鞍手町という地域に関心を持ってもらい、将来的な居住や定住につなげる契機とします。

また、福岡県「出会い・結婚応援事業」にも参画し、情報提供を行います。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	体験型お見合い（実施回数）	—	4回×3実施

## 2. 出産への不安や悩みの解消

### (1) 妊娠期や出産に向けた支援の充実

#### 【現状と課題】

福岡県内全市町村の妊婦健診は平成21年度から14回分を公費負担で実施していますが、妊婦に対する健診の望ましい基準のうち、子宮頸がん等一部の検査が妊婦の自己負担となっています。子ども・子育て支援法においては、市町村が義務として行う地域・子ども子育て支援事業の一つとして、「母子保健法の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業」が定められています。これに伴い、平成27年4月1日、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の公布」について、厚労省より通知が出され、妊婦健診の実施時期や回数、内容、市町村の責務を周知されたところです。「市町村は、妊婦1人につき、14回程度の妊婦健診の実施に要する費用負担するものとする」とされており、回数については14回補助しているものの、検査内容については子宮がん検診等実施していないものもあり、より充実した内容で行っていく必要があります。また、不妊治療の助成については県の特定治療支援事業で行われていますが、不妊治療における治療費は原則保険適用外であり、治療は長期に及ぶ場合もあるため医療費が高額で経済的負担となっています。



### 【基本方針】

妊婦健診の拡充項目として、子宮頸がん検診にかかる費用を全額助成します。子宮がんの早期発見、早期治療だけではなく、若い時期からがん検診の必要性を理解してもらうことにつながり、さらには、妊娠期における不安解消にもつながります。

また、不妊治療の助成は、県の助成に加えて町独自の助成を行うことで、子どもを望む人が費用面であきらめず挑戦できる環境を提供し、子育て世代に対する支援を行います。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
2	妊婦健診の拡充「妊婦健診時の子宮頸がん検診」（受診率）	—	90%以上
3	不妊治療への助成（助成件数）	—	10件以上

## 3. 安心して子育てできる環境の整備

### （1）安心して受診できる医療体制の整備

#### 【現状と課題】

出産、子育てに向けた世代が新居を探し、定住を考える際に、小児科、産婦人科などのかかりつけ医が近くにあるということが条件となることも考えられます。本町には小児科、産婦人科がなく、また、近隣にも少ない現状です。特に小児科は子育てに必須の診療科であり、子育て世代の取り込みを考慮したときに、病院の有無で大きな違いが出てきます。



#### 【基本方針】

新たな中・大規模病院を設置する場合には、併設した形でメディカルタウンを整備し、小児科・産婦人科・耳鼻科・眼科などのかかりつけ医を誘致するための支援体制を構築します。

これらの診療科は、一般的な中・大規模病院においては取扱いが少なく、併設とすることで相互にフォローすることが可能となります。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
4	医療体制の充実（誘致開設数）	—	2診療科以上

## (2) 近隣に類のない子育て環境の構築と幼児教育の充実

### 【現状と課題】

平成 21 年度に一部民営化を実施し、それまでの公立 5 所から、現在は公立 3 所、私立 2 園で保育所運営を行っています。

受入児童数は私立が公立を上回り、私立の人気が高いことが伺えます。これは、利用者負担額（保育料）に公私の区別がないことが考えられ、同じ利用者負担であれば、保護者としてよりサービスの充実している方を選択するということが考えられます。公立保育所においても就学前教育の導入や行事の充実など保護者にとって魅力あるサービスを提供していく必要がありますが、慢性的な保育士不足を始めとして、雇用面や経営面で制約が多く、現状のままでは、サービス拡充に向けた改革を実施していくことが困難な状況です。



### 【基本方針】

保育の実施義務は町にあります。必要量（需要）に対する確保（供給）ができていれば公私の区別はないため、少子化による児童数減少の流れを考えると、将来的には町内 1 園化（完全民営化）の方向に向かうことが予想されます。当面は、待機児童が生じないよう公立保育所を統合した上で、公立 1 所、私立 2 園の町内 3 園体制で保育を実施し、公私が連携しながら「認定こども園化」による就学前教育の導入や、それぞれの特徴を活かしたサービスの拡充を図り、併せて、町内 1 園化に向けた検討を行っていくこととします。

また、就学前教育に関して、私立では既に国語、算数、体育等に力を入れた取り組みがなされており、町全体の学力の底上げという観点からも、公立においても質の高い新たな取り組みが必要です。取り組みに際しては、詰め込みの英才教育ではない、鞍手町という風土に合ったスーパー教育の導入を検討し、統合による効率化などのメリットをサービス拡充に転換した上で財政状況を勘案しながら実施していくこととします。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
5	保育事業への就学前教育の導入（認定こども園設置数）	—	公私 3 園で設置

### (3) 安心して子育てできるサービスの充実

#### 【現状と課題】

出生率の低下の要因には、結婚率の低下、晩婚化、夫婦の出産数の低下が挙げられますが、もう一つ、経済的な要因も挙げられます。

本町の子育て支援サービスは、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のないサービスを目指して、さまざまな支援を行っています。

さらに、子育て支援の一環として子育て世帯の医療費負担を軽減するため、平成27年10月より乳幼児医療の助成対象を拡大しました。従来は、入院・通院ともに就学前の子どもの医療費を無料として

していましたが、これを小学6年生まで拡大するとともに、中学生については医療機関窓口での一時的な負担はあるものの、後日払い戻すことにより入院費のみを無料としました。

今後は、他の自治体と差をつける子育て支援のさらなる充実を行わなければ、出生率の向上を図ることはできません。



#### 子育て支援サービス

- ・母親の健康管理を行う妊婦健診事業
- ・親子教室
- ・びよびよ広場 等

#### 【基本方針】

今後も既存事業の子育て支援を行います。また、平成27年度より現物支給している紙オムツの支給は、保護者に評判がよく、続けてほしいという意向があり、子育て支援・経済的負担の軽減のために今後も継続して実施していきます。しかし、紙オムツは現物支給のため、保護者が自由に選べない状況もあることから、今後は保護者などの意見を取り入れ、内容の変更改善について検討していきます。

また、今後は乳幼児等医療費支給制度のさらなる充実のため、通院費の無料化対象も中学3年生まで引き上げ、子育て世帯の医療費負担を軽減することで安心して子育てができる環境を提供します。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
6	育児用品の支給 （紙オムツ等の支給による保護者の満足度）	—	90%
7	乳幼児等医療費支給制度の拡大（対象年齢）	就学前	中学3年生 まで拡大

## 4. 子どもたちの豊かな心の育成

### (1) 家庭と地域の教育力の向上

#### 【現状と課題】

少子化や核家族化、コミュニティの希薄化などの社会状況から、家庭や地域の教育力が低下し、青少年の「心」の問題が大きな課題となっています。本町では、家庭や学校、地域社会がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に協力して、地域全体で子どもたちの健全育成に取り組んでいます。

#### 【基本方針】

子育て支援、家庭教育に関する学習の機会を拡充し、保護者が子育てに関するさまざまな課題に対応できるように親としての教育力を高め、さらには、相互の交流や情報交換を図る家庭教育学級を今後も継続していきます。

また、青少年育成町民会議と連携し青少年の見守り活動や健全育成に取り組んでいきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
8	家庭教育学級の充実（参加者数）	99人	110人
9	青少年の健全育成（青色回転パトロールの台数）	19台	25台

### (2) 生きる力を育む体験活動の充実

#### 【現状と課題】

青少年期は、さまざまな体験を通して心身の調和のとれた成長をはかる大切な時期です。本町では、子ども会連絡協議会と連携し、野外生活リーダー研修、子ども会体育大会や子どもフェスタ等の事業を行っています。子どもフェスタでは、子どもたちが実行委員会を組織し、子どもの自主性を高め、創意工夫により、社会性や協調性を育てるといった目的を持った事業を展開しています。



#### 【基本方針】

子ども会活動では、今後も子どもたち一人一人が個性を發揮できる場や体験活動の中での仲間との連帯感、異年齢の子どもや地域の人たちの交流を通してさまざまな発見と感動を共感できるような体験プログラムを工夫し、子どもの体験活動の充実を図ります。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
10	子ども会事業の活性化（事業への参加者数）	延べ2,792人	延べ2,900人

## 第2章

# ひとに輝きを

## 第2節 「知・徳・体」の調和を目指した教育の充実

基本施策7 生きる力を育む教育環境を整備します



### 地域の核となる教育環境拠点都市

中間目標

個々の力を伸ばし全体を底上げする教育環境の整備

事業目標

- ・ 教育を重視した学校の再編
- ・ グローバル化に対応した教育環境の整備
- ・ 相談活動の充実
- ・ 地域最強中学校を目指した部活動の強化

学校教育

小中学校のあり方

小学校交流事業

学習アシスタント事業

放課後教室の設置

英語教育の充実

適応指導教室の設置

教育相談員の配置

スクールソーシャルワーカーの配置

中学校部活動助成金の導入

## 1. 個々の力を伸ばし全体を底上げする教育環境の整備

### (1) 教育を重視した学校の再編

#### 【現状と課題】

現在、町内には小学校が6校ありますが、文部科学省が定める学校規模の標準（1校の学級数が12学級以上18学級以下）を満たす学校はありません。剣南小学校以外の小学校の学級数は1学年1学級（単学級）となっていますが、子どもたちが集団の中で切磋琢磨するためには1校の児童数が多い方がいいという意見がある一方、児童数が少ないからこそ一人ひとりに目が届き、個別指導しやすいという意見もあります。

今後、少子化がさらに進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応は、将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であり、児童数・学級数だけを重視するのではなく、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や小中一貫等も踏まえたさまざまな角度からの検証が必要となります。

また、中学校が統合されたことにより、小学校から中学校へ進学した際に起こる問題の1つである「中1ギャップ」への対策も必要です。これは、生徒たちが1つの学校に集まることによる人間関係の再編成や複雑化のほか、勉強の難易度の上昇などが原因と言われており、この結果、不登校となる生徒が出てくる可能性があるとの指摘もあります。

#### 【基本方針】

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の本質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとされています。今後、ますます少子化が進むことが予想されますが、本町としては、子を持つ若い世代が居住地を探す際、わが町を選択する要件として子育て・教育の充実を内外へアピールできるよう国が示す学校規模の基準を踏まえ、行政や教育関係者だけでなく、PTA、町民などの意見を十分聴取できるような体制で、今後の小学校のあり方についての検討を行います。

また、中1ギャップへの対応として、同じ小学校内に限らず他の小学校に通う児童との友人関係を築くことで幅広い友人関係を醸成し、さらには中学校生活をスムーズに開始することができるよう、町内6小学校の児童が交流できる機会を設けます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	小中学校のあり方（基本方針（方向性）の策定）	—	基本方針策定
2	小学校交流事業 （授業、修学旅行、宿泊学習等の合同実施）	—	合同実施

## (2) グローバル化に対応した教育環境の整備

### 【現状と課題】

本町では、平成 24 年度から大学生の学習アシスタントを配置し、子どもたちの学習支援を行うことで基礎学力の向上を図ってきました。

平成 26 年度の全国学力学習状況調査・福岡県学力実態調査では、本町の平均正答率は概ね全国平均・福岡県平均を上回っており、学習アシスタント事業が学力向上の一助になっていると考えられます。

しかしながら、依然として正答率が低い児童生徒も見受けられ、学力の二極化が懸念される状況もあります。今後、学力が低い児童生徒に対する学習支援をいかに行っていくかが課題です。

また、大学生のアシスタントを依頼する際に、学校側と学生が希望する日時の調整や交通アクセスの問題により調整が難しいことも多く、今後は、退職教員や教員免許を所持している町民などの登用についても検討が必要となってきます。

### 【基本方針】

第 4 次総合計画後期基本計画で提案された学習アシスタントの配置を継続し、チームティーチングの授業形態を取り、児童生徒の個々に応じた学習指導の充実を図ります。

また、学校の授業終了後に学校で学習できる時間と場所を「放課後教室」として確保し、講師による学習指導が受けられる体制を整備します。

さらに、平成 30 (2018) 年からは、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図ることとされており、本町においても将来的に「英語で討論・交渉できること」を目指した実践的な英語教育を推進するため、まずは A L T を現在の 1 名から 3 名に増員し、英語教育の充実を図っていきます。



No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
3	学習アシスタント事業（配置校数）	5 校	7 校
4	放課後教室の設置（設置校数）	—	7 校
5	英語教育の充実（A L T 配置人数）	1 名	3 名

### (3) 相談活動の充実

#### 【現状と課題】

本町には、小学生1名、中学生5名の不登校児童生徒（生徒指導の諸問題に関する月例報告平成27年7月報告分）がいます。福岡県教育庁の北九州教育事務所管内では少ない方ではあるものの、本町には不登校児童生徒の受け皿となる場所がなく、学習機会の補償や学校復帰に向けた支援ができない現状があります。

また、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられており、この問題行動や心の問題の解決のため、本町には1名のスクールソーシャルワーカーが配置されています。平成27年度までは県の事業として配置されますが、平成28年度以降は各自治体でどのように対応するかが課題となっています。

#### 【基本方針】

適応指導教室を整備して教科指導や教育相談等ができる職員を配置し、不登校児童生徒に対して基礎学力の補充や基本的な生活習慣の改善を行い、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。

また、教育相談員やスクールソーシャルワーカーを町の独自事業として配置し、引き続き児童虐待やさまざまな問題を抱える児童生徒への支援を行います。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
6	適応指導教室の設置（不登校児童生徒参加）	—	対象児童生徒の完全参加
7	教育相談員の配置（相談員の配置）	—	1名
8	スクールソーシャルワーカーの配置（配置）	—	1名

#### (4) 地域最強中学校を目指した部活動の強化

##### 【現状と課題】

本町の中学校は昔から部活動が盛んであり、多くの部活動が県大会などに出場しているため、部活動が強いというイメージがあります。

平成 27 年度の統合により町内の中学校が 1 校になったことに伴い、部活動も部員数が増加し、活発化しています。

しかしながら、近年は、生徒数の減少などによる部活動への参加生徒数の減少や指導者の高齢化、実技指導力不足などの要因等もあり、競技種目によっては活動を継続することが困難な状況が生じているのが現状です。

また、ボールや楽器など、部活動で使用する用具等の購入は保護者負担となっており、経済的負担を軽減することも課題となっています。

部の種類	部数	部員数	外部講師
体育系	15	264	11
文科系	5	92	0
合計	20	356	11

▲図14 鞍手中学校部活動種別等（出典：教育課）



##### 【基本方針】

中学校の各部活動に対し、外部指導者手当や用具等購入費用の負担軽減を目的とした助成金を導入します。

この助成金によって部活動の練習環境等が向上し、各種大会で好成績を収めると、部活動での推薦進学など卒業後の進路の幅が広がることも考えられます。また、上位大会の常連校になれば鞍手町や鞍手中学校の名前が全国に広まることになり、鞍手中学校で部活動をするために本町へ引っ越して来るなど、転入者の増加も期待できます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
9	中学校部活動の助成金の導入（各種大会の結果）	—	各種大会の結果（好成績）

## 第2章

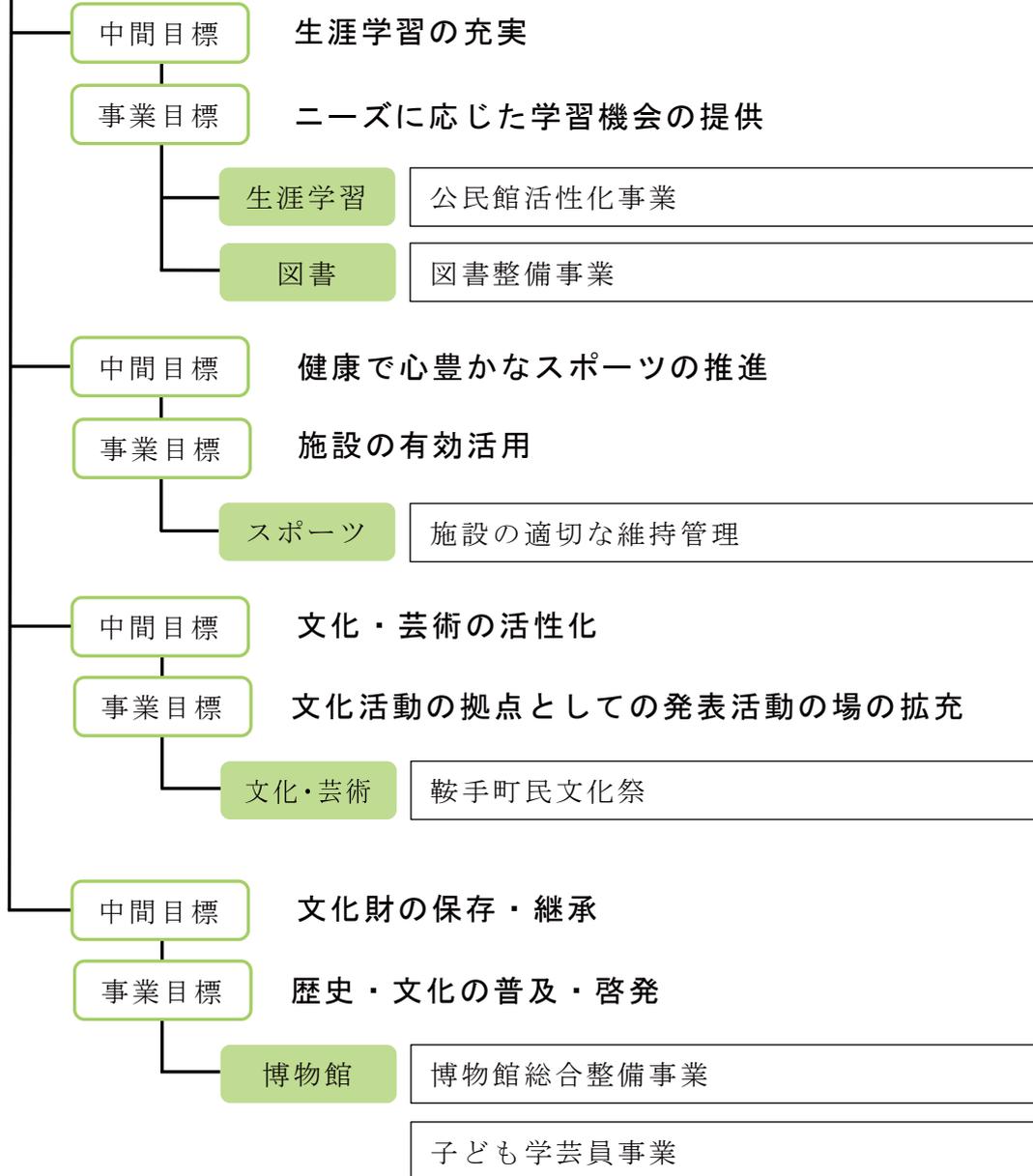
# ひとに輝きを

### 第3節 ライフステージに応じた生涯学習の推進

基本施策8 生涯現役、あなたの興味と好奇心を満足させます



## 生涯学習・生涯スポーツ・文化の推進



## 1. 生涯学習の充実

### (1) ニーズに応じた学習機会の提供

#### 【現状と課題】

現代社会は変化のスピードが速く、学生時代に学んだ知識や技術はすぐに時代遅れになってしまいます。また、学校を出た後も学習を継続する必要があり、生涯学習が求められる時代といえます。

図書館で自習したり、社会教育講座や技能講習を受講したりと学習方法はさまざまですが、学校に通うという方法もあります。学校は子どもや若者の占有物ではなく、制度上は成人にも門戸が開かれています。

生涯学習とは、自己の充実・啓発、生活の向上や職業上の能力の向上のため、個人の自由な意思に基づいて自身に適した手段・方法で生涯にわたって行う人々の学習活動で、学習によって得た成果を活動に活かし、その中で直面する新たな課題の解決のためにさらに学習を行うことにより、自らの能力を向上させていくことができます。

本町においては自主公民館サークルをはじめとし、さまざまな学習活動が展開されていますが、近年は、活動している人の高齢化や新規加入者の減少、担い手不足などの課題が蓄積しています。

また、公民館講座のプログラムが少なく、働いている世代や若い人が参加できる講座がないなどの要因もあり、今後、学習機会の拡充や活動内容の把握をすることが急務となっています。

加えて、本町には図書館がなく、成人用図書室と母と子の図書室がありますが、蔵書が少なく、調べ学習や読書ができる環境が整っていないため、利便性が良くないなどの課題があります。

#### 【基本方針】

公民館自主サークルや公民館講座等の活動を、随時、広報紙や町公式ホームページなどで紹介し、各種イベント開催時には活動者の作品などの展示を行うなど、幅広い年齢層へ紹介することで活動者自身の循環型学習サイクルの構築を図ります。また、学習活動のニーズを把握するアンケート調査や近隣市町村の開設講座の調査を行います。

公民館自主サークルの指導者や受講者を自治公民館のサークルの指導者として派遣し出前講座を開催する等、中央公民館を拠点とした自治公民館への循環型学習機会の構築を図ります。

図書室については、平成27年度に母と子の図書室をリニューアルし、子育てにやさしい環境整備として授乳室を設け、利用しやすい環境改善を行いました。今後は、蔵書数の確保と調べ学習などに対応できるよう情報収集の環境整備を合わせて行います。

また、広域圏で連携している図書館（室）相互利用について周知を図り、利便性の向上を図ります。

No.	事務事業（指標）		現状（H26）	目標（H31）
1	公民館活性化事業	自主公民館サークルの活性化（会員数）	237人	250人
		公民館講座参加者の満足度（満足度調査）	—	70%
		自治公民館サークルへの講師派遣（講師派遣）	—	講師派遣
2	図書整備事業	図書蔵書の整備（蔵書の確保）	21,838冊	年間500冊の蔵書確保
		図書設備等の充実（設備整備）	—	調べ学習用備品（パソコン）整備（H28年度）

## 2. 健康で心豊かなスポーツの推進

### （1）施設の有効活用

#### 【現状と課題】

文化体育総合施設は、昭和56年前後に建設された施設で、これまで応急処置的な修繕や改修のみで、抜本的な改修には至っていないのが現状です。

しかし、本町の文化体育総合施設は駐車場や施設が集中していることや使用料が安価と



ということもあり、近隣市町村からの利用者も多く、全施設の利用状況としては、利用者総数の減はあるものの利用件数は増加傾向にあります。

今後、施設を維持管理していくためには、財政状況を勘案しながら使用料の改定を含めた改革を行わなくてはならない状況にあります。

#### 【基本方針】

生涯にわたってスポーツを楽しめるよう、各種スポーツ施設の整備を図っていく必要があります。町民、利用団体などからの意見・要望を参考に、財政状況を勘案しながら計画的に施設整備を進めるとともに、多くの町民がより快適・便利に利用できるよう効率的な施設運営を進め利用促進に努めます。

また、既存の各種スポーツ大会や教室・イベントなどの充実を図り、体育協会やスポーツ推進委員等と連携し、まちづくりに活かしていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
3	施設の適切な維持管理（施設利用件数）	4,735件	5,000件

### 3. 文化・芸術の活性化

#### (1) 文化活動の拠点としての発表活動の場の拡充

##### 【現状と課題】

伝統ある鞍手美術展ですが、近年、文化連盟に参加している団体では会員の高齢化により、美術展への出品数が減少している傾向にあります。また、各団体では後継者不足や指導者の育成にも苦慮されています。

今後、若い世代に文化・芸術に触れ合う機会を拡充するための施策が必要となってきます。



##### 【基本方針】

町民の主体的な文化・芸術活動を尊重し、多彩な文化を創造することで、魅力と活気にあふれたまちを目指すため、文化連盟や美術協会等と連携し、今後も中央公民館を拠点とした多彩な文化活動が展開できる環境を創出するとともに、地域の文化芸術を発信する機会を整備します。

また、自主公民館サークル実行委員会主催の公民館まつりと美術協会主催の美術展を統合して、鞍手町民文化祭として開催し、集客の増加を図り、さらに各会員等が作成した作品の展示即売を行うなど、会員自身の意識高揚を図るとともに身近に文化・芸術に親しむ機会を提供していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
4	鞍手町民文化祭 （公民館まつりと美術展の統合）	—	文化祭の開催 （H29年度）

## 4. 文化財の保存・継承

### (1) 歴史・文化の普及・啓発



#### 【現状と課題】

本町は、豊かな自然に恵まれ、数多くの文化財が点在しています。また、地域に伝わる伝統的な行事や芸能も、先人たちの努力によってこれまで引き継がれてきました。

しかし、近年、社会構造や生活様式の変化などによりこのような歴史や文化を守り、引き継ぐ環境は厳しさを増しており、町民共有の大切な文化遺産を守り、未来へ引き継いでいく仕組みづくりが急務となっています。

#### 【基本方針】

町の文化や歴史について適切な保存に努め、地域の歴史や文化財を後世に伝えるため、博物館企画展やパンフレット、町公式ホームページ等で周知していきます。

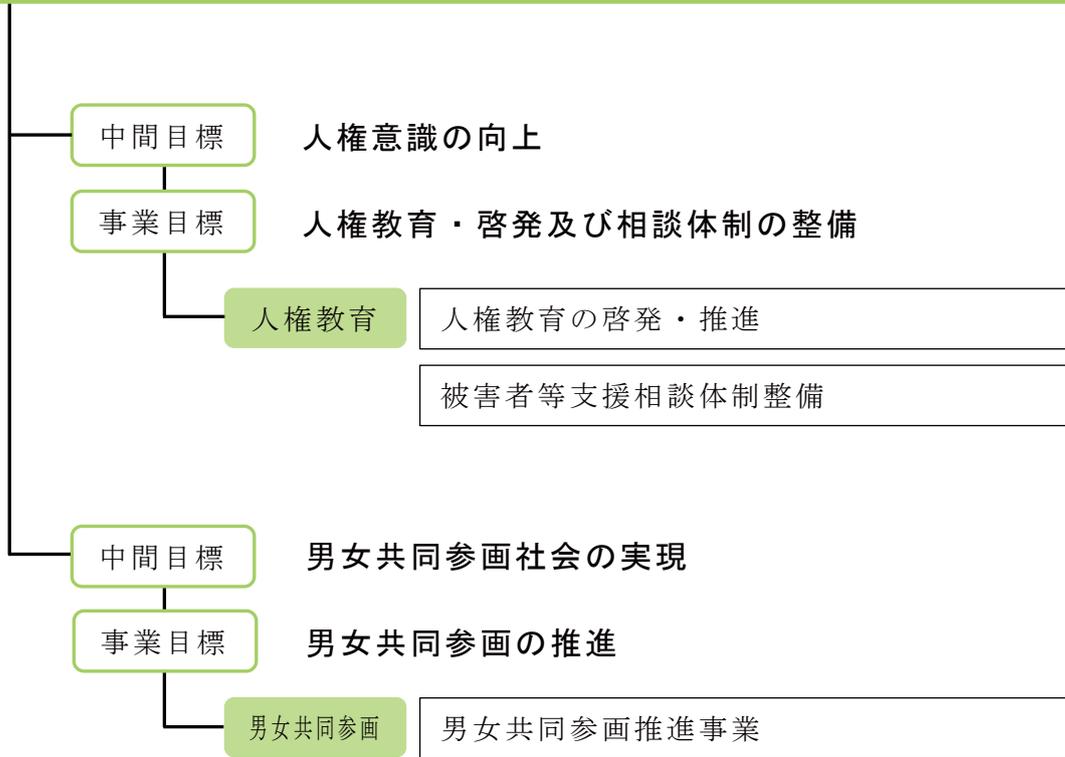
また、これらの文化遺産を後世に伝えるため、学校と連携した子ども学芸員事業を通じて普及と啓発に努めていきます。これは、幼少期から自分が住んでいるまちに対して「誇り」や「愛着」を持ち、自らもまちを形成している一人であるという意識を持つシビックプライドを高めることにもつながり、今後も継続して事業を展開していきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
5	博物館総合整備事業（年間来場者数）	3,080人	4,000人
6	子ども学芸員事業（実施校数）	6小学校	6小学校

基本施策 9 人にやさしく、人がやさしいまちづくりを進めます



人権教育・男女共同参画の啓発・推進



基本施策  
9

人にやさしく、人がやさしいまちづくりを進めます  
人権教育・男女共同参画の啓発・推進

1. 人権意識の向上

(1) 人権教育・啓発及び相談体制の整備

【現状と課題】

わが国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」(以下「憲法」という。)の下で、国政の全般にわたり人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

本町においても、これまで人権問題の課題解決のために、偏見・差別のない、だれもが安心して暮らすことができ、一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発に努めてきました。しかし、近年の社会情勢の急激な変化や国際化、高齢化、情報化などを背景として、新たな人権問題も発生しています。特に、情報通信技術の発達によるインターネット上の人権侵害、外国人問題、子どもの人権問題、障がいのある人や高齢者の人権問題など、さまざまな課題が複雑化しています。

また、年々深刻化する配偶者等からのドメスティックバイオレンス(家庭内暴力)やセクシュアル・ハラスメントなどによる、さまざまな被害者の支援体制整備が必要となっていますが、それぞれの所管で対応しているため連携がうまく取れていない現状があります。



【基本方針】

人権教育・啓発に関する基本計画に基づいて、今後も人権についての正しい理解と、人権尊重や信条、社会的身分や門地など、あらゆる理由により差別されない社会の実現を目指すため、一人ひとりの人権意識の高揚を図り、地域・学校・行政等のさまざまな場と機会を通じた啓発活動や講演会、啓発冊子などによる人権教育・啓発活動を推進していきます。

被害者支援相談体制については、これまでの所管の対応のみでは解決できないものもあることから、横断的な相談体制の構築を図り、関係機関や関係所管と連携した相談体制の整備や被害者の立場に立った支援を行います。

人権啓発の推進

- ・ 同和問題啓発強調月間(7月)
- ・ 人権週間の集い(12月4日～10日)
- ・ 地区懇談会(町内6地域で開催)
- ・ 人権教育学級(5月～6月)
- ・ 人権子ども会(通年)
- ・ 企業研修

No.	事務事業(指標)	現状(H26)	目標(H31)
1	人権教育の啓発・推進 (講演会参加者数、地区懇談会参加者数)	1,025人	1,200人
2	被害者等支援相談体制整備 (相談体制の整備及びマニュアルの作成)	—	相談体制の整備 マニュアル作成 (H29年度)

## 2. 男女共同参画社会の実現

### (1) 男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「男女共同参画社会基本法」をはじめとする関係法律によって、男女平等の原則が確立されています。

しかし、現実には今もなお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が根強く残っており、このことが家庭や職場においてさまざまな男女差別を生む原因となっています。また、女性の地域や職場での地位についても、男性と比較して依然として低く、女性の能力が十分に発揮されていない現状があります。

また、本町では、法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関である「審議会」における女性委員の登用状況が福岡県内では低位置にあり、附属機関数や委員数が多いことが要因と考えられることから抜本的な改革が必要です。

#### 【基本方針】

地域社会全体に男女共同参画の重要性が浸透するよう行政、鞍手町男女共同参画ネット、その他女性団体・ボランティア団体等さまざまな団体が連携し、多様な機会を捉えて情報交換や広報・啓発を行います。

また、本町の附属機関等の設置の目的や構成、活動内容を検証し、目的が達成されているものは廃止、過大な構成になっているものについては、「鞍手町附属機関等の設置及び委員選任の基準に関する要綱」に照らしスリム化する等、運営の適正化・効率化を図り、併せて女性委員の登用状況のアップを図っていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
3	男女共同参画推進事業（審議会等への女性登用率）	21.5%	40%

## 第2章

# ひとに輝きを

### 第4節 健康に暮らせるまち

基本施策 10 住み慣れた地域でともに暮らせるまちづくりを進めます



## 地域総合ケアの推進

中間目標

高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境の整備

事業目標

地域包括ケアシステム構築に向けての体制づくり

高齢者・介護

認知症施策総合推進事業

生活支援体制整備事業

介護ボランティア事業の再構築

中間目標

障がい者がともに暮らせる地域づくり

事業目標

- ・障がい者の生きがいや活動の場の拡大
- ・障がいを持つ人に必要なサービスの充実

障がい福祉

障がい児通所施設誘致

相談受付体制整備

情報提供の充実

障がい者の社会参加促進

## 1. 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境の整備

### (1) 地域包括ケアシステム構築に向けての体制づくり

#### 【現状と課題】

認知症高齢者は、平成32年には約410万人（高齢者の約11.3%）になると推計されており、高齢化率の高い本町においても認知症対策は重要な課題となっています。

実際に家族が認知症を発症した際、どう対応すればいいのかわからずに、本人及び家族が疲弊してしまうケースが多く見受けられます。また、認知症は、早期に発見し治療を開始すれば進行を遅らせることができることがわかっていますが、家族に知識がなく、相談できる場所がわからないためにその機会を失っているのが現状です。

平成26年度の介護保険法改正により、要支援認定者に対する訪問介護・通所介護が予防給付から外れ、町民主体のボランティアが主な提供主体となる介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することになりますが、担い手になりうるボランティア団体や人材が育成されていないのが重要な課題となっています。

平成24年7月に鞍手町介護ボランティア制度実施要綱を制定し、平成25年1月から運用を開始しました。しかし、現行制度では、65歳以上の要介護認定を受けていない人をボランティアとして登録していますが、制度開始以前からボランティア活動をしている人が登録ボランティアの多くを占めており、新たにボランティア活動を開始した者が少ないこと、また、介護保険事業所等でのボランティア活動のみであることからこの体制を再構築する必要があります。

#### 【基本方針】

複数の専門職が家族の要望などにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に自立生活のサポートを行い、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ります。

また、要支援者の訪問介護・通所介護が介護保険の予防給付から外れ、現状必要となる生活支援サービスを把握すること、それと同時に、営利企業が実施するものも含めて、必要となるサービスのうち、現状あるサービスでは充足できないサービスは、新たな担い手を発掘・養成します。

介護事業は、第1号被保険者の介護予防が目的であることから、評価対象とするボランティア活動自体は介護に関係するものでなくても構わないことから、高齢者・介護関係に限定せず、本町にある行政課題の中で、第1号被保険者で無理なく実施できるものを洗い出し、ボランティアのメニューとして追加登録し介護ボランティア事業の再構築を図ります。なお、これらの事業は、地域包括支援センター及び社会福祉協議会と連携し、実施していくものとします。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	認知症施策総合推進事業 （認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員等の配置）	—	支援体制の整備
2	生活支援体制整備事業（サービス提供主体数）	—	15 団体
3	介護ボランティア事業の再構築 （新規メニュー登録ボランティア人数）	—	30 人

## 2. 障がい者がともに暮らせる地域づくり

### （1）障がい者の生きがいや活動の場の拡大

#### 【現状と課題】

障がいを持つ児童の育成において、早期に適切な教育や訓練を行うことが重要となっています。しかし、町内には障がい児通所施設はなく、利用者は中間市や直方市、宮若市等の近隣市町村の施設に通所しているのが現状で、他市町村の施設に通所させることが困難なため、適切な教育、訓練に繋がっていない児童も存在しています。

現在、障がい児・者からの相談では利用したいサービス等がはっきりしている場合は、その場で受け付け対応していますが、具体的になっていない相談などは、適切な関係機関へ繋ぐことが重要な役割となります。しかし、その手順等は明確になっていないため適切な関係機関に繋がっていないこともあります。また、障がい者、特に精神障がい者においては専門的な相談スキルを身に付けた者でなければ適切な対処ができないケースもあり、現在の職員での相談対応には限界があるのが現状です。

#### 【基本方針】

今後、統廃合が考えられる保育所等の施設は、障がい児通所施設に適した設備が整っており、事業所にとっては、初期費用が少なく済むというメリットのある既存施設の活用による障がい児通所施設誘致を行います。

相談受付体制は、関係機関へ適切に繋ぐための連携マニュアルを作成し職員への周知を図ります。また、役場内での専門的な相談対応や相談時のプライバシー確保などの対策も必要となってきます。さらに相談支援事業所等の相談受付機関との連携を密にし、情報共有を図り、直轄地区障がい者等地域自立支援協議会において総合的な相談支援体制を構築します。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
4	障がい児通所施設誘致 （障がい児通所施設誘致事業所数）	—	1 事業所
5	相談受付体制整備（受付体制の整備）	—	相談受付体制の整備

## (2) 障がいを持つ人に必要なサービスの充実

### 【現状と課題】

介護給付、訓練等給付等の障がい福祉サービスを含む、障がい者を対象とした制度については、手帳取得時に交付する手帳のしおりに記載していますが、限られたスペースのため十分な説明にはなっていないのが現状です。手帳を所持していながら、どのようなサービスを利用できるかを知らずに知人等から聞いて初めて知るといった例も多いため情報周知が求められます。また、特に精神障がい者については精神疾患への理解が進んでおらず、精神科等への受診が遅れ重症化する例もあるため、精神疾患についての啓発も必要です。

現在、「元気まつり」において障がいのある人の団体や施設がバザー等に参加している他、社会福祉協議会で「障がい児者サロン」や「バスハイク」等を実施しています。また、宮若市、小竹町と合同で「身体障がい者はつらつ運動会」を開催していますが、地域社会との交流の機会は多くはありません。

自立生活を営む上での手段と同時に、社会参加や社会貢献の促進、本人の生きがいくつりという観点から就労の場の確保も必要と考えられます。

### 【基本方針】

障がい福祉や精神疾患について説明したリーフレットの配布や、インターネット、点字広報、声の広報、出前講座等障がいの特性に応じた情報の発信を随時行います。なお、リーフレットの配布は利用者のみとせず、全世帯へ配布することにより障がいのある人への理解促進に役立つものと考えます。

また、町内での各種イベントへの参加促進を促すために講演会の実施の際は、手話通訳者の配置に努めます。また、各種イベント、講座の開設の際は、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めるためのプログラムの作成、さらには、行政・民間企業における雇用の促進に努めます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
6	情報提供の充実（多様な手段による情報提供）	—	情報提供
7	障がい者の社会参加促進（手話通訳派遣率）	一部実施	100%

基本施策 11 いつまでも健康で、いきいきと暮らせるまちを目指します



## 「寿命＝健康寿命」を目指して

中間目標

町民の健康の維持・増進と医療費の削減

事業目標

町民の健康の維持・増進と病気の予防と重症化予防

健康増進

健診受診率アップ作戦

重症化予防事業

国保

医療費節約運動

基本施策 11 いつまでも健康で、いきいきと暮らせるまちを目指します

11

## 「寿命＝健康寿命」を目指して

### 1. 町民の健康の維持・増進と医療費の削減

#### (1) 町民の健康の維持・増進と病気の予防と重症化予防

##### 【現状と課題】

生活環境や医療技術の進歩により、平成 26 年のわが国の平均寿命は、男性が 80.50 歳、女性が 86.83 歳（厚生労働省出典）と過去最高を更新しました。さらに女性は 3 年連続世界第 1 位、男性は前年の 4 位から 3 位になり、世界有数の長寿国となっています。

これは、がんや心臓病、肺炎、脳卒中などによる死亡率が改善したことが要因と分析されており、医療技術の進歩や健康志向の高まりに伴って「今後も平均寿命は延びる余地がある」と、厚生労働省は予測しています。

しかし、平均寿命が延びる傾向にある一方で、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間の「健康寿命」と平均寿命との差は、男性で約 9 歳、女性では約 13 歳あるといわれています。だれもが健康でいきいきとした生活を送る上で、「健康寿命」を伸ばすことが今後は重要になってきます。そのためには、健診等健康増進に関する施策を弾力的に行っていく必要があります。

本町の特定健診の受診率は国の達成目標に届いておらず、特に、40、50 代の受診率が低い状況です。健診未受診者の約 7 割が治療中の人であり、健診受診につながっていません。また、健診（がん検診含め）で、要精密になった人等、病院受診につながらず、重症化した後受診している場合や、生活習慣病が原因となった脳血管疾患や心疾患で治療する人が



多く、特に糖尿病による人工透析の割合が多いのが現状です。

医療の進歩に伴い次第に医療費が高額になってきている現在、本町も例に漏れず医療費は上昇傾向にあり、本町の1人当たりの医療費は国及び県平均を大きく上回っており、国保財政を圧迫しています。また、医療機関の選択肢が多く被保険者にとって便利な状況が、重複受診やコンビニ受診、それに伴う多剤投与等の問題の一因となっている側面もあります。特に多剤投与に関しては病状が改善されないのみならず悪化させている場合もあるため、解消に向け早急に取り組むべき課題です。

### 【基本方針】

健診の必要性を理解してもらうために医師会の協力のもと病院と連携して受診勧奨を行います。また、前期高齢者証交付時や介護保険証交付時に健診や介護予防の必要性についての短時間の教室を開催します。

町民全員が健診を受診しやすいよう、総合福祉センターや中央公民館で実施する集団健診で、国保以外の保険対象者も受診できるようにし、健診結果の説明会（健康相談）を受診者に行うなど手法改善を検討します。

医療費を軽減するため重複受診やコンビニ受診等の病院のかかり方を見直すきっかけ作りをし、適正受診を心がけてもらうよう啓発に努めます。また、医療費や保険の仕組みを理解してもらうため、ジェネリック医薬品の利用促進のための説明会等を開催し、かかりつけ医を推進することにより重複受診を防ぎ、かつ多剤投与による弊害を阻止できるように努めます。



No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	健診受診率アップ作戦（特定健診個別受診者数）	—	200人 (H29年度)
2	重症化予防事業（人工透析者の割合の削減）	—	10%削減
3	医療費節約運動 （ジェネリック医薬品への切り替え率）	50.1%	80%

# 第3章

## しごとの創出を

### 第1節 創業支援と企業誘致

基本施策 12 地域農業を支えるまちづくりを目指します



#### 生産力の向上を目指して

中間目標

農業資源の保全管理と有効活用

事業目標

- ・ 農地の有効活用
- ・ 農業用水の安定供給
- ・ 農業資源の保全
- ・ 農作物の鳥獣被害防止対策

農業基盤

遊休農地解消事業

農地中間管理事業

ため池等整備事業

谷山池パイプライン水利施設維持管理事業

かんがい施設維持管理事業

多面的機能支払交付金事業

有害鳥獣駆除事業

中間目標

農業担い手の支援

事業目標

- ・ 農業経営の効率化
- ・ 農業後継者の育成

農業支援

水田農業担い手機械導入支援事業

高収益型園芸産地育成事業

農業後継者育成事業

## 1. 農業資源の保全管理と有効活用

### (1) 農地の有効活用と農業担い手の支援

#### 【現状と課題】

農業担い手の高齢化や米価の下落により、年々、農家世帯は減少傾向にあります。そのため離農による遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念され、極めて厳しい状況にあります。また、WTO（世界貿易機関）など重要農産物の貿易交渉の動向によっては、わが国の農業に大きな影響が与えられることも予測されています。さらに、消費者の「食」の安全への関心の高まりから消費者の信頼の確保も重要な課題となっています。

本町はこれまで、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、米・麦・果樹などの振興作物のブランド化を進めるなど着実に成果をあげてきました。

しかし、農業を取り巻く環境は厳しく、本町でも農家数の減少や就業者の高齢化、担い手不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞などの問題が深刻化してきています。このため、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や営農組合体制の強化をはじめ、農業経営の法人化の促進、優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、本町の特性に応じた付加価値の高い特産品の開発、流通体制の充実等を促進していく必要があります。また、環境保全型農業や地産地消など、時代の要請等に即した農業の促進に努め、地域ブランドとして誇りうる安全・安心な食料供給基地の形成と農業の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要があります。

#### 【基本方針】

農地利用状況調査により農地の利用状況を把握し、優良農地の確保と有効利用を図り、かつ遊休農地の発生防止・解消に努めます。さらには、意欲ある担い手への農地集積、集約化を推進するため、必要に応じ農地中間管理事業を活用します。

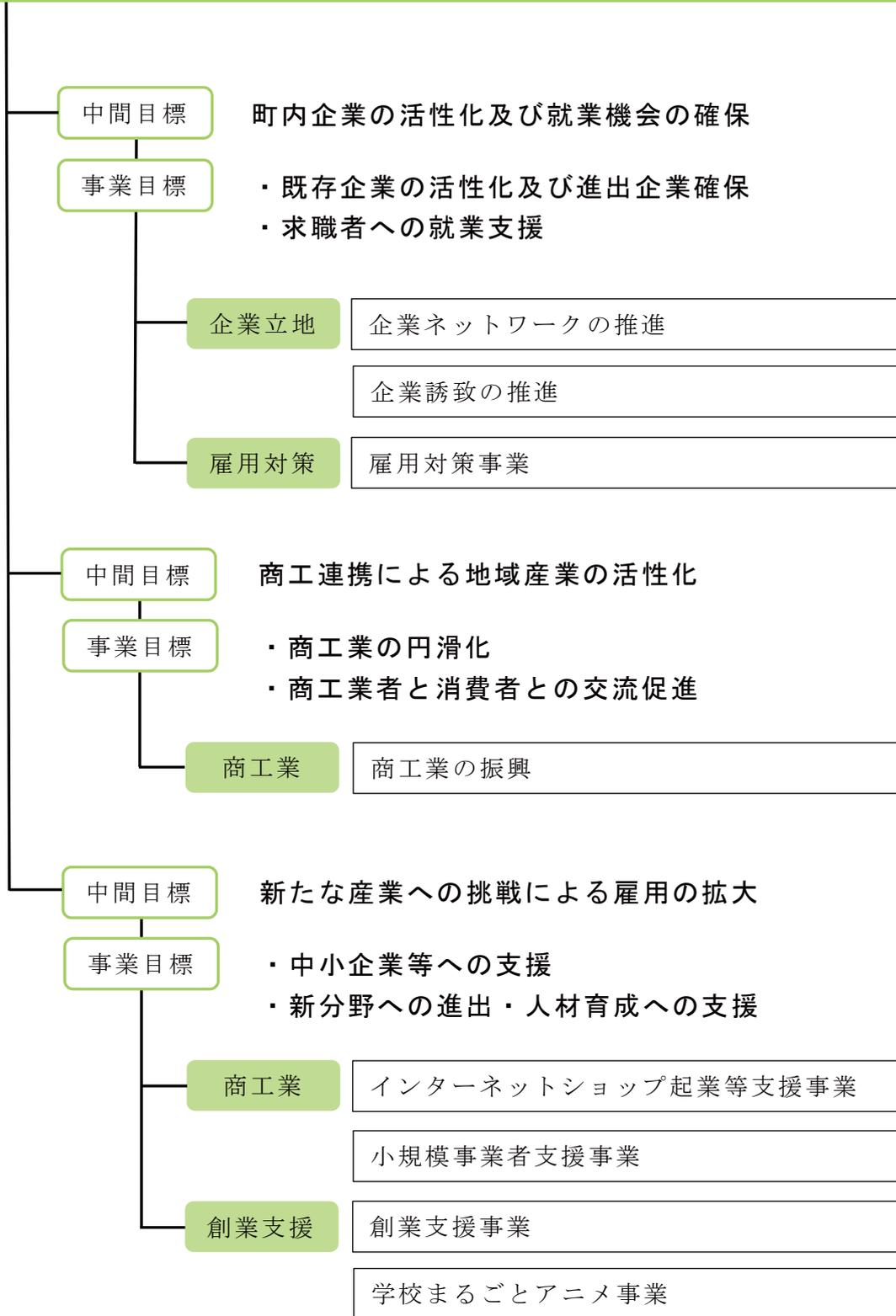
また、遊休農地については土地所有者への意向確認及び改善指導を行い、地元農業委員や営農組合長による日常的な農地の監視を実施し、遊休農地の発生を未然に防ぎます。

同時に農業の後継者育成事業、計画転作互助方式推進事業、農業用水の安定供給、多面的機能支払交付金事業、有害鳥獣駆除事業などの事業を推進し、意欲ある農家の支援に努めます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	遊休農地解消事業（遊休農地面積の減少）	4.4ha	3.0ha



## 企業の元気は、まちの元気



## 1. 町内企業の活性化及び就業機会の確保

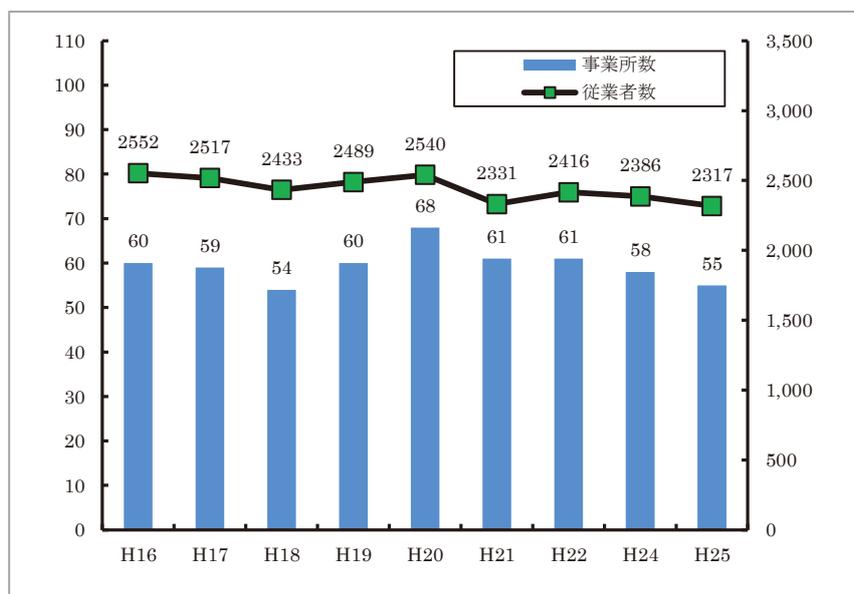
### (1) 既存企業の活性化及び進出企業確保

#### 【現状と課題】

1990年代のバブル崩壊後、緩やかにではあるが景気を取り戻してきました。しかし、平成20(2008)年、世界金融危機と言われたリーマンショックが発生し、世界経済に大きな打撃を与えました。

そういった中、本町の企業数は、平成16年から小幅な増減を繰り返し平成20年にピークを迎え68社に達しましたが、同年に発生したリーマンショックの影響から平成25年まで減少が続いています。また、事業所数のほぼ同数である平成25年と平成18年の従業者数を比較してみると、平成18年では1社あたりの平均が45.05人となっているのに対し、平成25年では平均42.12人となっており、これは、経営及び組織体制の抜本的な改革とICTの進展、機械のオートメーション化などによるものと考えられます。

また、国は企業に対する支援事業を積極的に展開していますが、本町からの町内企業に対する情報提供等の支援体制が十分でないことから、その必要性は急務と言えます。



▲図15 鞍手町事業所数及び従業員数（工業統計出典）

#### 【基本方針】

商工会、国の機関と連携し、補助事業等の有益な情報を提供するとともに参加企業の情報等を整理し、企業間のネットワークを構築します。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	企業ネットワークの推進（企業数）	—	50社

## (2) 求職者への就業支援

### 【現状と課題】

厚生労働省が掲げた雇用政策の将来ビジョンには、「仕事を通じた一人一人の成長と、社会全体の成長の好循環」を目指すとされていますが、本町を管轄する福岡労働局ハローワーク直方の平成26年度の有効求人倍率の平均は0.82であり、全国の1.11、福岡県の1.00を下回っており、求人数（企業側）の低さがうかがえます。

	平成26年										平成27年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
福岡中央	1.38	1.32	1.35	1.48	1.5	1.55	1.62	1.67	1.81	1.92	1.91	1.83	
福岡東	0.78	0.75	0.79	0.88	0.88	0.86	0.84	0.89	0.93	0.92	0.99	0.97	
福岡南	0.61	0.58	0.58	0.64	0.68	0.71	0.72	0.73	0.79	0.81	0.79	0.81	
福岡西	0.34	0.31	0.34	0.36	0.39	0.39	0.37	0.39	0.44	0.47	0.46	0.44	
八幡	0.74	0.73	0.75	0.8	0.87	0.91	0.93	0.94	0.98	1	1.02	0.98	
小倉	0.96	0.97	0.99	1.07	1.11	1.14	1.16	1.21	1.27	1.33	1.33	1.28	
行橋	0.75	0.73	0.77	0.8	0.79	0.78	0.83	0.79	0.86	0.78	0.81	0.75	
飯塚	0.68	0.68	0.69	0.76	0.74	0.79	0.84	0.9	0.92	0.89	0.91	0.89	
直方	0.71	0.67	0.71	0.87	0.83	0.89	0.92	0.88	0.86	1	0.85	0.81	
田川	0.56	0.53	0.57	0.58	0.65	0.66	0.65	0.66	0.66	0.64	0.66	0.68	
大牟田	0.88	0.92	0.96	1.01	1.05	1.07	1.02	1.06	1.16	1.2	1.23	1.2	
久留米	0.74	0.71	0.72	0.79	0.8	0.82	0.84	0.86	0.9	0.91	0.92	0.88	
八女	0.76	0.76	0.78	0.75	0.81	0.85	0.88	0.86	0.94	0.98	1.05	1.04	
朝倉	0.89	0.84	0.81	0.89	1.02	1.02	1.09	1.01	1.05	0.98	0.99	0.95	

▲図16 職業安定業務統計（厚生労働省出典出典）

### 【基本方針】

既創業者や創業予定者を対象とした、地域資源を活かした商品開発や農商工連携の観光事業の創成などの新分野への進出や、新規創業などに対する研修会の開催並びに地域求職者の能力開発、人材育成に係るセミナー等を開催し、新規創業・新分野への進出・既存事業の拡大など、地域における雇用機会の拡大を目指します。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
2	雇用対策事業（就業者数）	—	40人

#### 雇用に関連したプロジェクト事業

- 地域創生先行型事業（観光まちおこしプロジェクト等）
- 都市農村共生・対流及び地域活性化対策事業（子ども農村交流プロジェクト等）
- 地域資源を活用した商品開発プロジェクト（山村活性化対策事業等）
- 実践型地域雇用創造事業（能力開発、人材育成プロジェクト等）
- 農山漁村活性化整備対策事業（古民家等イノベーションプロジェクト等）
- 雇用創出事業（企業・求職者マッチングプロジェクト等）

※地域の課題や雇用機会を創出する事業の優先順位を決め取り組む。

## 2. 新たな産業への挑戦による雇用の拡大

### (1) 中小企業等への支援

#### 【現状と課題】

過去、本町が主体となってインターネットショップを開設し、サイト管理や決済処理などを町の負担で行っていましたが、出品者の反響は低く、多くの商品を取り扱うことができなかった経緯があります。

#### 【基本方針】

今後は、町内の中小企業等が行う、インターネットを活用した商品、サービスの販路等の開拓又は拡大を目指す取り組みに対し、予算の範囲内において鞍手町インターネットショップ起業等支援補助金を交付する支援を行います。

これまでのコストが発生するような手法ではなく、出店者がすべての準備を行い、インターネットショップ開設後においても、サイトの管理や商品の発送・決済処理までを行う仕組みを構築します。その内容を町公式ホームページや広報紙、さらには、町公式フェイスブックページを活用して広く周知を行い、応募してきた意欲ある新たな起業家に対して支援を行います。



No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
3	インターネットショップ起業等支援事業 （ショップ起業支援件数）	—	4件

## (2) 新分野への進出・人材育成への支援

### 【現状と課題】

少子高齢化時代の到来による地方人口の減少が社会問題とされる昨今、本町においても、定住人口の減少が顕著となり、食い止めるべくさまざまな施策に取り組んでいるところです。しかし、問題解決には至っていないのが現状であり、雇用においても本町を管轄するハローワークの有効求人倍率が1未満という地域でもあることから、人口問題と併せ雇用面にも大きな課題を抱えています。

平成27年2月に創業支援事業計画を策定し、創業者の支援（経理・財務・人材育成・販路開拓）を行ってまいりましたが、修了証の受領者が参加受講者の6割程度であったことから、今後は、受領者10割を目標に支援内容の充実を図る必要があります。

### 【基本方針】

今後も創業者の支援を町公式ホームページ、広報紙、町公式フェイスブックページなどを活用し広く町民に周知を行い、新たな創業による地域産業の活性化及び起業による雇用の拡大を目指します。

また、観光による交流人口の増加や新規創業による雇用の創出を目的とした「観光」と「創業」をキーワードとする「学校まるごとアニメ事業」に取り組みます。旧鞍手南中学校を活用した「観光」及び「創業支援」事業で、アニメやゲーム、フィギュア等の装いを楽しむ「コスプレ」が流行っていることなどから、校舎の2・3階部分を開放して「コスプレ」イベントの撮影会やアニメソングのライブ会場などに利用し、創業支援としては、アニメ関連イベント参加者がクリエイターを志望していることが多いということから、校舎4階部分をインキュベーション施設として、クリエイター等の育成に利用します。また、



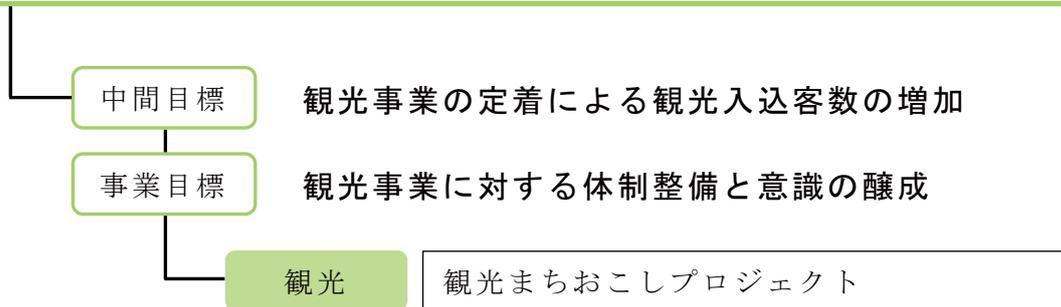
1階部分を地域拠点としてコミュニティカフェや特産品の販売等に利用し、観光・商業・農業を一体的に展開することにより、交流人口の増加、それに伴う地域特産品の販売による地域経済の活性化が図られます。また、クリエイターなどの創業希望者へ支援を行うことにより、雇用の確保並びに地場企業との連携による新商品の開発など地域経済への波及効果を目指します。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
4	創業支援事業（起業数）	—	8件
5	学校まるごとアニメ事業 （観光入込客数・創業件数）	127,000人 —	200,000人 22件

基本施策 14 地域資源を活かし、魅力的な観光を推進します



## 全国に発信!!くららブランド



基本施策 14 地域資源を活かし、魅力的な観光を推進します

14

## 全国に発信!!くららブランド

### 1. 観光事業の定着による観光入込客数の増加

#### (1) 観光事業に対する体制整備と意識の醸成

##### 【現状と課題】

本町では、観光による交流人口の拡大と地域の活性化を目的とした観光まちおこし事業に取り組んでいます。しかし、観光に対する専門的知識や経験が不足しており、かつ休憩所やお土産等を買う物産館や宿泊施設のない本町では、交流人口の増加による地域経済の活性化が見込めるかが課題となっています。

##### 【基本方針】

有識者や民間専門家からの助言指導、セミナー等を開催しながら、町民とともに知識を深め、観光資源の掘り起こしや豊かな自然や文化・伝統等の地域資源の情報発信を積極的に行い、商工会やJ A、各種団体との連携を図りながら鞍手町オリジナルの観光を確立し交流人口の増加を目指します。

主な取り組みとしては、糖度が高く県内でも高い品質を誇る鞍手町の巨峰を観光に活かそうと、平成 27 年度から試験的に取り組んだぶどう狩りを継続的に行えるよう生産者等との協議を進めながら、さらには、農商工の連携によるマルシェの開催を目指します。

また、特産品を活用した民間主導による商品開発にも取り組みます。

今後も本町の基幹産業である農業の地域資源を活かした観光事業を継続していくとともに、本町うまれの農畜産物や加工品などを象徴するロゴマークを作成し、販売促進を行っていきます。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	観光まちおこしプロジェクト（観光入込客数）	127,000 人	200,000 人

## 第4章

# まちの魅力を全国に

### 第1節 情報発信力の強化

基本施策 15 まちの知名度を向上させます



## シティプロモーション

情報発信

シティプロモーション推進体制の構築

基本施策 15 まちの知名度を向上させます

15

## シティプロモーション

### 1. シティプロモーションとは

シティプロモーションは地域再生、観光振興、住民協働などさまざまな概念が含まれているもので、シティプロモーションの捉え方はさまざま、自治体にはない「営業」という要素が多く含まれるため「自治体の営業活動」とも言い換えられます。

シティプロモーションは、地域の魅力を「見つけ」「集め」「創る」ことを行い、それを国内外に発信し、町のブランド力を高め、「訪れたい」「買いたい」「住みたい」「働きたい」「営みたい」などの意識や行動が喚起され、「ヒト・モノ・カネ・情報」が活発に行き交う、元気で活力のあるまちを創る取り組みです。

### 2. シティプロモーションの位置付け

第5次鞍手町総合計画では、「基本構想」で、将来像を「新たな力で躍動するまち くらでら」、キャッチフレーズを「未来につなぐ つながる 希望の芽」と定めています。この将来像を実現するため、まちづくりの方向性・あり方を示す政策に3つの柱を立て、それを実現するための基本施策を「基本計画」に位置付け、「まちの魅力発信」の充実を図るため、基本施策の一つとしてシティプロモーションを位置づけます。

また、シティプロモーションは、既存の特定の分野にとどまらず、横断的に実施するものとして位置づけます。

具体的には、各分野の様々な計画やビジョンに基づき実施している事業に、シティプロモーションに基づき本町をアピールしていく統一的なコンセプト（イメージ）を取り入れることにより、各事業の実施効果を一層高めることを目指していきます。

### 3. シティプロモーションの効果

- ①認知度の向上
- ②特産品の販売促進及び販路拡大による地域経済の活性化

- ③定住人口の増加
- ④交流人口の増加
- ⑤企業誘致の促進
- ⑥「住んでよかった」「これからも住み続けたい」郷土の愛着や誇りを醸成

#### 4. シティプロモーションの目標

本町では、目的の一つ目に掲げた「認知度の向上」を目指します。本町は、少子高齢化・人口減少に歯止めをかけるための施策を実施していきませんが、まずは、本町を知ってもらうこと「町名」を覚えてもらうことから実施していきます。

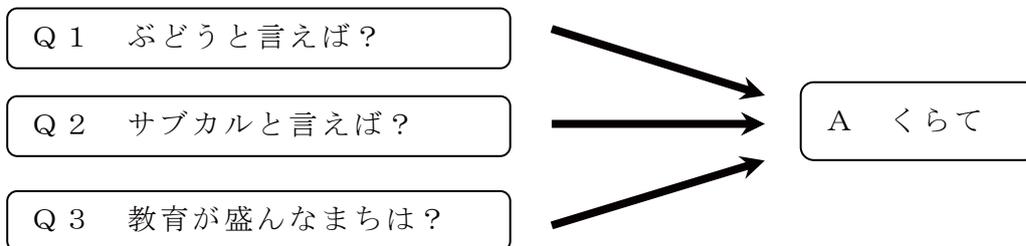
これは、認知度が向上すれば、その町を知ってみようから始まり、その結果、「訪れたい」、「活動したい」、「住みたい」に発展し、交流人口や定住人口の増加につながるからです。

そして「選ばれる自治体」として本町が選択されるよう、さまざまな情報を発信して人口減少に歯止めをかけ、まちに賑わいを創出し、ひとが輝き続けられるまちを目指してシティプロモーションに取り組みます。

このシティプロモーションに取り組むことで、まちの魅力を掘り起こし、磨き上げる活動を通して町民がまちに誇りを持ち、地域への愛着を高めることが図られ、自分たちのまちを良くしようとする意識の向上が期待されます。

また、地域への愛着や誇りの高まりによる町内外への情報発信や地域活動を活性化し、本町の素晴らしさを再認識してもらい、「住んでよかった」「これからも住み続けたい」という思いを抱いていただけるよう、郷土への愛着心や誇りの向上を目指します。

##### 連想されるまちを目指す



#### 5. コミュニケーションマークの活用

本町は、平成24年度に鞍手町イメージアップ戦略事業の一環として、町のコミュニケーションマークを作成し、本町を効果的に宣伝するとともに町の知名度を高めることを目的として作成しました。

今後は、町だけの使用にとどめず、町内に事務所を有する事業者や各種団体に活用してもらい、本町のシティプロモーションの一助となるよう周知を図っていきます。



●「ふくくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。

## 【基本方針】

これまで、本町は情報発信を苦手としていました。その結果、「鞍手町」ってどこにあるの？どんな字を書くの？など認知度の低さがうかがえます。そのような状況を打開するため、シティプロモーションを実施するに当たり、庁内の体制整備を整え、情報発信の方法などについて調査・研究をして町の知名度の向上を目指します。

具体的にシティプロモーションを進めていくためには、まちに関わるあらゆる人が、本町の良さを認識して愛着や誇りを持ってもらうことが必要です。効果的に事業を推進していくために、町と町民や団体、企業などが官民一体となって事業を進める体制を構築して取り組むこととします。

さらに、効果的なシティプロモーション活動を実施するために、マスメディア等の媒体を活用した広報活動や人的ネットワークを活用した総合的な情報発信を行い、本町の認知度向上を強力に推進します。

また、次代を担う子どもたちへの本町に対する愛着と誇りを醸成していく教育や活動にも取り組んでいきます。

魅力溢れるまちづくりと効果的なPRを進め、「また訪れたい」「いつか住んでみたい」「いつまでも住み続けたい」と思われるまちを目指します。

No.	事務事業（指標）	現状（H26）	目標（H31）
1	シティプロモーション推進体制の構築 （推進体制の構築）	—	推進体制の構築